

第八回 参議院地方行政委員会會議錄第十一号

(1011)

昭和二十五年七月二十七日(木曜日)午前十時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○理事の辞任及び補欠の件

○地方税法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。地方税法案の審議を始める前に、西郷君から國務大臣に質問があるとのことでありますから、質問を許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは西郷君。

○西郷吉之助君 岡野國務大臣に伺いますが、昨日のお話、並びに本日の毎日先般設置されましたところの地方行政調査委員会試案というものが詳細に発表されております。只今国会開会中であり、特にこういうふうな点につきましては、私は前議會におきまして自治庁初め地方公共団体の機關と、地方行政調査委員会並びに地方財政委員会の三本建になつておりますので、こういうふうな点につきましては、自治庁が十分連絡調整されてなさるべきものであるということを、意見を申述べて置いたのですが、只今我が委員会においてもまだ何らこういうことに関知しないのに先立つて、大體の全貌が新聞に掲載されましたが、これが果してこの通りかどうかというところは一切私分らないけれども、こういうふうに、今回の発表の大體のあれ

は地方行政事務の再配分の問題である、大體の試案であるということでありますが、こういうふうなことが、例えば途中において発表されたりいろいろすると、これは地方行政団体全般の非常に重要な問題でもあるので、非常に物議を醸し、いらざる摩擦を生ずるのではないかと。第一に国会の地方行政委員会では何らこういうことを伺っていない、こういう現状で発表になる、そういう点について地方自治庁の担当大臣としてどういうふうに考えておられるか。こういうふうな点は十分考慮してやらないと非常に摩擦を生じ、非常に問題を来す虞れもあり、いろいろ問題が出て来ると思うのです。却つて地方行政調査委員会がやりにくくなつて来るのじやないかと思ひますが、地方行政調査委員会が国会並びに政府に報告をする権能があると思う。こういうふうなものが先に一般新聞に発表されてしまふというふうなことは、どうも甚だ感心しないことであると私は思ひますので、そういうふうな点についてすでに昨日今日に亘つて発表されておりますから、地方自治庁の諸君もこれを見ておられると思うが、そういうふうな点について何ら地方自治庁の方からそれに触れられないかというところは甚だ私は遺憾に思ふのです。こういうふうな、地方行政調査委員会が、我々の委員会に關係あることならば、これがどういうふうなものであるのか、どういう経過で発表されたのか、自治庁はどう思ふかということを担当の自治

庁としては積極的に我々に説明され経過を発表されなければいかんと思ひます。こういふふうな考えです。その点を伺います。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申し上げます。西郷委員の只今の御質問は本當にその通りでございます。実は私も西郷さんの御質問がなくともここに持つて来ましてそうして御説明申し上げよう、こう考えておつた次第でございます。実は私全く存じませんものでございまして、御承知の通り調査委員會議で事務の再配分というふうなことは研究をしておるわけでございます。その研究が果していつ頃できることだろうか、どういふ方向へ進むだろうか、といふことも就任早々ではございましてが委員會議の委員なんかにお集まり願つて、そうして私いろいろお話を伺つたのでございしますが、只今のところでは何も成案はない、又詳しいいふいふような何も研究中にはあるけれども成案はできていないという話です。いつ頃できるかという話を聞きましたら、まあ大體大綱が今年一杯にできるだらう、併し細目に亘つてはもう少し延びるのではないかと、こういうふうな実情を私委員会の方から聞いております。それ以上は私は少しも存じておりません。そこでどうしてこういうふうなものがあるのかから出たのか、実は調べて見ようと思ひまして、かく調べるのが……私は今朝の新聞で見たのです。昨日の朝日新聞に出たというのはちよつと気が付きませんで、誠に恐縮ですけれども、それでこういうふうなものが本當に考えられておるか、又こういうふうな内容に考えられておるか、又どうしてこういうものが事前に発表されたのだからか、こういうことについて実は今日事務当局にも連絡し、それから実状を調べて見たいという考えを持っておりますのでございす。でございまして、西郷さんのお考えの通りに私も考えておりました、その御返事を申上げる前に西郷さんから御質問を受けて誠に恐縮しております。次第であります。これは早速今日にでもよく調査委員會議に連絡をいたしまして、どういふふうになつてゐるのかを調べてまた改めて後刻申し上げたいと思ひます。そういう事情でございすから、御了承願ひたいと思ひます。

○西郷吉之助君 只今の岡野國務大臣の御説明で了承いたしますが、お説の通り今日の問題についてなか／＼重要な点が書いてあるもので、平衡交付金の内容の変更とか、更に一万数百に亘る町村の適宜合併というふうな問題もここに書いてあるので、こういうふうなことが又地方に伝わりますと非常に物議を醸し問題を起しやしないかということ、こういうことがまだ本當に確定したのでないなら、地方自治庁としては何らかの声明なり何なりを発表して地方の誤解を招かないようにする必要があると思ひます。殊に町村の合併なんかは非常に問題を起し易い内容を持つておりますから、町村の合併をして

半分程度にするというふうなことがこゝに出ておられますが、これは非常に町村に衝撃を與えると思ひますので、只今の大臣のお考えのようであるならば、そういう意味のことをやはり地方団体に誤解のないように新聞に発表されるなり、通牒をお出しになるなり、政府自体がされるか、地方行政調査會議がなさるか、こういうふうなものが出た途途中で発表されたからには何らかの措置をとつて誤解のないようにする必要があつたと思ひます。

○國務大臣(岡野清素君) お答えいたします。西郷委員の仰せのことは至極御尤もでございます。これは何とかそういうことをしなければ、一般人心に與える影響は非常に重大だと考えております。お説の通り今日中にでもよく調べて、そうして適當なる措置をとりたいと、こう考えておりますから御了承願ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方税法案の審査に入ります。本日は第三章市町村の普通税の第二節固定資産税に入ります。政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 固定資産税でございますが、三百四十一條は固定資産税につきましても用語を置いてるわけでございます。土地、家屋、償却資産の全部を總稱いたします。土地、家屋は従来と同じような觀念でございますが、償却資産、これが新しい租税の対象として入つて来たわけでありまして、これは、

土地及び家屋以外の事業の用に供することが出来る資産、いわゆる無形減価償却資産、法人税の所得税にございませぬ。特許権といつたような無形減価償却資産は、これは課税の対象にはしないといふことでございます。それ以外の事業の用に供することのできる資産で、この減価償却額又は減価償却費が所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいふこととあります。ただ自動車税、自転車税、荷車税を課税するものは、重複をいたしますので、これは客体から除く、こういうわけでございします。それから価格という言葉を使っておりますが、これは適正な時価をいふこととあります。それから六、七、八、九、十、十一というのは、固定資産税を課するに必要な台帳に関する規定でございます。固定資産課税台帳といふものは、各種の台帳を総合的に称するもの、土地台帳、建物台帳、船舶台帳、自動車台帳、自転車台帳、荷車台帳、補完課税台帳は、いわゆる使用者、土地台帳に登録されてない土地で、固定資産税を課することができない建前のものでございまして、使用者に対して課するといふような場合のものにつきましては、土地台帳に載つておらんわけでございしますが、そういう場合は、在地補完課税台帳の方に載せる、こういうわけであります。家屋課税台帳、家屋補完課税台帳も、同様の建前であります。そして償却資産につきましては、別に償却資産課税台帳といふものを作る、こういうわけであります。

三百四十二條の固定資産税の課税客

体、これは固定資産に対して、その固定資産所在の市町村がこれを課税する、といふことになっております。固定資産税の課税標準は、毎年一月一日現在の固定資産の価格で、固定資産課税台帳に登録されたものを押えて行くといふわけであります。それから船舶、車輛、その他移動性の償却資産につきましては、固定資産の所在の市町村という觀念が明確でございせんので、第三項にその主たる定住地又は定置場所の市町村を第一項の市町村とし、主たる定住地が不明である場合においては、定住地の所在の市町村で、船舶港であるものを主たる定住地とし、それ以外の場合は、その固定資産を課する、といふわけであります。それから三百四十三條は固定資産税の納税義務者に関する規定でございまして、原則としては所有権を持つておる所有者に課するわけでございします。所有者といふものは、いづれも台帳の中で所有者として記載されておる者をいふのが二項、三項であります。四項は例外であります。所有権等によつて、所有者が不明であるけれども、それを現実に使用しておる者があるといふ場合におきましては、その者を所有者として見て、これを固定資産の課税対象として課するといふこととあります。第五項は自作農創設或いは相続税法の関係で農地が異動いたしました場合に、誰を納税義務者とするかといふことの、一時的の規定でございまして、現実には所有権が農地の相手方に移転する日までの間は、それをその使用者を以て納税義務者とし、又その農地の相手方が本当ならば台帳に所有者として登録されて初めてその意味の納税義務者になるわけでございしますが、登録されておる者でも、それを、売渡の相手方を所有者とみなして、義務を課するといふのが実情であります。それから三百四十四條は、使用者に関する所有者乃至所有者とみなされる者に対して、固定資産税を課するの原則でございしますが、特に使用者に對しまして、従来から課税をいたしておりましたので、そういう従来の原則を踏襲をいたして、おる次第であります。即ち固定資産税を課することができない者が固定資産の所有者である場合には、その使用者に課するといふわけでありまして、

それから三百四十五條は今の使用者に課税に關連をいたしまして、国とか、都道府県といふような固定資産税を課することができない者が持つておるものについて、その固定資産を管理する責任がある者から、毎年一月一日現在の状況を、地方財政委員会の規則の定めるところによりまして、市町村長に届出をするといふ關係の規定であります。それから三百四十六條はこの前條の届出の期日につきまして、特に一月十日までという例年の期限を、本年は八月二十日というところで一応押えまして、八月十日までに発生したものは、二十日まで届出で、八月十日以後の、即ち十一日以後に発生した場合においては、それが発生してから十日後を期限として届出をするといふわけであります。

○西郷吉之助君 三百四十四條に關連すると思ふのですが、この前も論議された問題ですが、固定資産税は、これは、官舎、或いは公務員とか、その他国会職員なんかの官舎、そういうものにも入つてゐる人が拂うといふことだつたので、その点を。○政府委員(鈴木俊一君) その点はこの案といたしましてはお話の通りでございます。○西郷吉之助君 そういたしますと、すね、今日例えは参議院でも、事務局長とか、法制局長とか、いろいろ、そういう立場の人の官舎があり、又いろいろ大臣官邸もあり、とても役人の俸給じやそんなものは納められないから入らない、又拂わない場合には誰が拂うのですか。○政府委員(鈴木俊一君) その点は、この但書の方に公用に供する部分といふ点がございしますが、そういう部分につきましては、課税をしないわけでございまして、例えば今御指摘がございしましたような方の家族の人が、その家の一部分において日常の生活を営んでおる、といふ場合におきましては、その部分についてだけ課税をする、といふ意味でございします。○西郷吉之助君 どうもはつきりしないのだが、入つてゐる人が拂うのであるといふと、今私の質問では、それを使つていない場合の、家族が入つてゐる場合は、誰が拂うのか、家族が入つてゐるのは、今どうするかといふことではないのです。○政府委員(鈴木俊一君) これはいろいろ状態で違つて存じます。が、例えば警察署長でありますとか、或いは鐵道の駅長でございしますとかといふ

ような人が公務上、その固定資産を使用しなければならぬ。そこに居住義務がある場合につきましても、後段の方で、当然全部家族が住つておられます。課税をいたさないわけでは、併し居住すべき義務がないものが、市町村が建てました建物の中に入つておる場合におきましては、これに原則として固定資産税がかかるわけでございしますが、その部分の中で公用に供しておる部分があるならば、その分だけを除外するといふわけでございます。○西郷吉之助君 この点は、どうもはつきりしないからもう少し質問しますが、駅長の場合は、はつきりしておるから、今のお話の通りだと思ひますが、つと非常に疑問とされる例は国会の法制局長の官舎の場合、法制局長は自宅に住つてゐる。但し、国会等に使用しているといふときは誰が拂うのですか。○政府委員(鈴木俊一君) これは認定の問題だと存じます。が、今の法制局長とか或いは事務局長が官舎に入つておる場合には、今の義務官舎といふ觀念には當嵌らぬのではないかと存じます。が、ちよつと今、度忘れをいたしました。が、國務大臣等の官舎に關する法律があつたと存じます。が、第一種の官舎であり、第二種の官舎、第三種の官舎であり、これは課税されません。後段に入らないうわけでございしますが、そうでございせんもので、従来の觀念におきまして官舎として建てられたものに入つておる場合におきましては、やはり個人の住宅用として使用したておる部分につきましては

○西郷吉之助君　今の答弁はどうも明確を欠いているのです。聞いている方々によく分らないのですが、例えば今の御説明だと、例えば国会の法制局長あたりが一番問題があると思うのでそれを伺うので、外の例を挙げないでそれで終始説明を頂きたいと思うのだが、家族が住っている部分に課税するというと、一つの建物の中の住っているところだけにかけるのですか。例えば応接間とか、接客用なんかの場所は誰が拂うのですか。

條の但書の中に一つは、公用若しくは公共の用に供する部分に対しては課することはできない。もう一つ公務上当該固定資産を使用すべき義務があるものについてはやはり課することができないと書いてあるわけであります。官舎に対しましては官舎に関する法律がございまして、第一種官舎、第二種官舎と分けておるのでございます。大体第一種官舎は公務上その官舎を使用しなければならぬ義務を負つておるわけでありまして、義務を負つておる半

面において使用料も徴収していないという原則になつてゐるわけでございます。これはもとよりこの但書の後段に該当するわけでございます。そこで第一種官舎には入つていない。併しながら相當の部分が公用に使用されてゐるという部分があるわけでございまして、そういう場合には先程次長から話がありましたようにどの範圍までを公用と見、どの範圍までを私用と見るかという問題が残つてゐるわけでございます。これが先程次長が言われたよう

○西郷吉之助君　そうすると、例えば公務員は給料が少いから、それは大体拂えないだろうと思います。そういう場合、例えば法制局長の場合、そこを使わないで他所に住つて、公用の会合だけをそこを使つておる場合は拂う必要はない。こういう方法をとるわけがありますか。

○政府委員(奥野誠亮君)　いろ／＼誤解があつてはいけませんからくだいようで恐縮でございますけれども、この課税の標準を話させて頂きます。この

するのでございますが、沿革的問題やいろいろ問題もございますので、一応それには触れませんが、土地や家屋の使用の状態に著目して課税するか、課税しないかというように、固定資産税の本来の性格に即して運用をやつて行きたい。こういうことからこの規定は出発いたして参つております。そこで使用者に対して固定資産税が課せられる場合は使用者が使用料として負担いたします部分と固定資産税を負担するものと両者を合算して果してそれが適當であるか、適當でないか決めるなければならんと思ひます。そういう意味におきまして庶民住宅に対する固定資産税につきましては、社会政策の意味において庶民住宅というものを、地方公共団体が経営しておるのでございますから、その固定資産税と使用料を合せたものの負担が適當であるかどうかということを考えて貰ひたい。そういう意味において固定資産税を適宜減免してもよろしい、又負担が重いようであつたら免除してもいい、或いは使用料をそれだけ減額して貰つてもよろしいと考えております。国が職員に借しておる官舎につきましても同様のことがいえると思ひます。固定資産税が使用の部分について課せられ、それが可なり負担が厳しくなつて参りますれば、当然使用料をそれだけ減免しなければならん。本来国が拂うべき固定資産税であるから、それだけ使用料の部分から減額して使用料を決めなければならん。こういうような考えを持つておる次第であります。固定資産税の性格と、もう一つは所有者の性格であつて、固定資産税を課することができ、できないというような

国鉄の駅長とか、こういう人達は、賃金ベースも安く、今問題になつておるくらいですから、こういう者はそこに入らなければ外に途がない。こういう人達の問題ではないのであつて、私は高官の連中を言つておるのです。そういう人達は一般に立派な官舎に住んでおる人が多いのですから、そういう人が拂うことになつておるのならば、拂うのかというのを私は念を押すのですが、そうすると、拂うがごとく拂わんがごとく、そういうふうなことで、この速記を御覧になつてもお分りと思ふのですが、一体どの程度高官が拂うのか、どの程度国が拂うのか、今聞いておりますと、何回質問しても結局は分らないのです。このままにして置きますと、要するに拂わないことになるです。ですから私は、そういうことを公僕の人びとが率先して国民に範を示して、そして重い固定資産税を自分で拂つて見ると、成る程今の給與ベースでは拂えない、国民も又然りであろうということが分ると思ふのだが、従来悪い習慣で、そういうものをみずから負担しない。であるから、我々がここで論議しても、ただ政府を攻撃するように思つてびんと来ない。そういうことであつてはいかんの、こういうふうな固定資産税は、倍率でも税率でも重いのですから、それだから文句を言うのであつて、そういうものは率先してお拂いになつたらいいと思ふ。そして如何に重いものであるかというのを體驗されると、みずから非常に分つて、これはいけないという事になつて、みずからこれを修正されると思ふのですが、そういうことが、今日非常に国民は困つておる

のですから、如何に重い税金がかかつて来るか、どのように自分もたえるかということ、みずから體驗なさつて見るのが一番いいのです。ですから私は高官の官舎の税金を誰が拂うかというのを質問するのですが、そうすると、答弁なさる方もどうもはつきりしないのです。そういうことであつてはいけないので、官紀肅正ということの上からも、これはまあはつきりして置いて、あなたが拂うんですと言つて、胡麻化しないように取るものは取つて、そういうふうな滞納のないように、国民一般の滞納はやかましく言つて、そういうふうなものは大部分滞納ではないかと私は思ふくらいです。ですから、そういう方から率先してこれを取つて、そして国民に範を示さない、国民は納得しないと思ふのです。今のどういふ規則か知りませんが、そういう規則があるならば、我々委員にその規則を全部配つて頂きたい。そして、更に質問するかも知れない。規則がよく分らないので、お示しを願ひたいと思ふのです。

つきましては、この固定資産税を減免するようになつておることを言つておるわけでございます。現に東京都におきましても、庶民住宅を営営いたしておりますが、これは固定資産税を四割減額するといふふうな方針をとつておるわけでございます。併し今お話になりましては、引揚者住宅等につきましても、これは全然固定資産税も取らないで、これは第一使用料そのものを大体において非常に低いものを使つておるのではなからうかというふうな考へておられます。元來その住宅を社会政策的な見地から行なつておられます部分におきましては、その他の税につきましても、その実情に即して減免の措置を講じておるわけでございますので、固定資産税につきましても、同様の措置を考へておるわけでございます。

つきましては、この固定資産税を減免するようになつておることを言つておるわけでございます。現に東京都におきましても、庶民住宅を営営いたしておりますが、これは固定資産税を四割減額するといふふうな方針をとつておるわけでございます。併し今お話になりましては、引揚者住宅等につきましても、これは全然固定資産税も取らないで、これは第一使用料そのものを大体において非常に低いものを使つておるのではなからうかというふうな考へておられます。元來その住宅を社会政策的な見地から行なつておられます部分におきましては、その他の税につきましても、その実情に即して減免の措置を講じておるわけでございますので、固定資産税につきましても、同様の措置を考へておるわけでございます。

まゝ適用するわけではございません。国の法律でありましたならば、住民の音が聞かれないで、税務署長が法律に決められた通りに適用して行くわけでありませう。併しながら、全国それ／＼実情は違つておりますので、むしろそういう拘り定規の適用の仕方をするよりも、地方々々の実情に応じた適用の仕方をする方がよいのではなからうか。ところが、国税の場合には、税務官更が自分だけの考へで適宜運用して行くことは望ましくないと思ふので、これに対して幸いに地方税は、それぞれ市町村なり府県の自主的な判断で適用を左右して行けるので、そういう見地から、この税法の上では大きな枠を作るだけで、その枠の中において市町村なり府県なりの実情に適した運営をやつて行く、更に市町村の住民の希望するような政策的な意図も考へて行くという点に立つておることを、根本的に御了解願ひたいと思ふのです。又、只今のような場合において、その間の認定の問題いろいろございまして、やはり市町村が自分の責任において認定をやつて行くという建前の方がよろしいのではないかと考へて我々としては持つております。従つて、国全体としてのいろいろ／＼な問題が起きました場合には、国としてのいろいろな意見なり方針というものを個々の自治団体に連絡して、自主的に措置をさして行くという方が望ましいのではないかと、こういう考へを持つております。

○竹中七郎君 ちよつと西郷さんとの関連して、或いは重複するかも知れませんが、お伺ひしたいと思います。第三百四十四條の二行目に、「前條第一項の規定にかかわらず」とありますが、これは第三百四十八條の第一項と思ひますが、この第二項にも非課税の規定がございますが、これはこれに適用しないのであるかどうかということ、先ず第一に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 三百四十四條の方は、固定資産税の納税義務者は原則として所有者である、ただこの三百四十四條の場合におきましては、所有者に対して非課税のものであるから、そこで使用者にかける、こういういわば納税義務者に対する特例のようなこれは規定でございます。三百四十八條の方はこれは文字通り非課税の範囲をここに書いておるわけでございます。

でございますが、これは今の鉄道官吏の
駅長さんの官舎は問題が違ふのであり
まして、規模の問題、これはその何と
申しますか官舎と申しますか、職務の
權威とか或いはいろいろのこれは公務
に使われるという面もあると思ひます
が、そういうものに対しては課税の
問題に対してはこれはとても拂えない、
それをどういうふうに拂うか、或いは
今のうちに部分的に自分の住居の一部
だけに課税するとか、この問題につ
きまして先ず御解釈をお伺い申上げま
す。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百四十四
條の使用課税の適用されます問題は、
三百四十八條の第一項のものの持
つております固定資産税でありまし
て、使用者がこれらと違つてゐる場合
であるわけでございます。そこで今例
にお引きになりましたような官舎につ
きましてはこれは義務官舎になつてい
ないものでありまして、相当部分がや
はり公用と見なければならぬのでは
ないかというふうに考えるわけでござ
います。現に地方団体でそういう扱
いをしてゐるわけでありまして、何か
給與が月々二万円で、固定資産税が数
十万円というお話がございましたが、
私はそういう例はないものと思ひま
すが、そういうことがありますればそ
の団体の実情を調べまして頂きたいと
思ひます。我々も無理のない程度で、
でき得る限りの手を盡したいと考えて
おります。

これを私用だとして見積つたときにど
のくらい取れるか、そういうことを研
究されたことがありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 非常にむず
かしい問題でございまして、まだ正確
な数字は持つておりません。

○竹中七郎君 そうですと申すといふと、
今度の固定資産税は大体においてこの
市町村のいろいろの窮迫状態を助ける
というふうなもので、非常に高率に賦
課することになる。それでこれも非課
税だ、あれも非課税だ、何にもならん
ことで、只今西郷さんの言われた通り
に一般民は非常なる課税になる。そう
して都府県に課税になる。その
割つてしまふ。こういうことになりま
すと、税の取立てにおいていろいろな
問題が起つて参ります。これがいろ
いろな議論の対象になると、かように
考えるのでございます。私はこれは昨
日もちよつと憂な思ひをしたのでご
ざいます。いゝゆる裁判所関係、或
いは警察関係、或いは外の関係だつた
ならば、その方へ予算を国でお出しに
なりましてはつきり出したらどうか、
こういうことを考えますが、この点に
つきまして自治庁のお考えはどうであ
りますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先程申し上げ
ましたように国鉄なるが故に課税をし
ない。専売公社なるが故に課税をしな
い。こういう方針を止めせしめまいし
て、国鉄や専売公社が公用なり、公共
の用に供してゐるが故に課税をしな
い。併し公用なり公共の用に供しても
固定資産税に対しては、国鉄が持つてお
りまして専売公社が持つておりまし
ても課税しないというのを言ひます
れば、三百四十四條の規定は要らない
わけでありまして。ただそういう問題に
ついてはいろ／＼な研究しなければ
ならない場合もございまして、差当り
三百四十四條のような規定を置きまし
て、固定資産相互の課税の均衡を図つ
て行く、或いは使用者相互間の課税の
均衡を持つて行く、こういうふうな意
味を持つてゐるわけでありまして。今竹
中さんのおつしやることは非常に御尤
もなことではございまして、尙將來にお
きまして十分検討をいたしたいと思ひ
ます。尙無理なことも起きないよう
十分指導して参りたいと思ひます。

○竹中七郎君 今の問題でござい
ます。公共の用に使われる何と申しま
すか、即ち裁判官……あつたら……

○小笠原三男君 関連して、今国鉄
や専売公社の場合が出たのですが、ま
あ現状無理がないとしても国鉄や専売
公社は家賃を取つておられないのが建
設で、ところが公営の庶民住宅は最近の
建設であるが故に、非常にまあ一般
に言へば不当と思はれる家賃を取つて
ゐる。にも拘らず又固定資産税を取
る。而も固定資産税の建前は所有者か
ら取るのが建前になつてゐるにも拘
らず、公営のものであるが故に税をこ
れに課税するということが不当でない
かという声が高い。で若しも取りたい
ならばそれは所有者が使用料として、そ
の税負担分を加算して使用料を上げた
らいいじゃないか。所有者が拂つたら
よいじゃないか。例えば東京都にお
いて都営の戸山ハイツと言ひますが、一
室九坪の住宅で家賃が七百七十四円か
り、それから今度かけられて来た家賃
地租なるものが二千六百円もある。こ
ういふことではですね、職災などに遭
つて住宅に入られた方々の生活を保護

するといふ趣旨が全然成立しないとい
うので非常に不満の声が強いのです
が、従来のように都道府県の條例を以
て、適宜勘案することができるとだか
ら構わないのだといふことでは済ま
ない問題ではないか、少くとも三百
四十八條の非課税の範囲の中に明らか
にこれも簡単にぶち込めば免除されて
しまふ。そうしてその分所有者である
都道府県市町村が取ればいいのじやな
いか、取ればいいといふことは自分で
負担したらいじやないか、使用する
ごとにして取つてその収入を上げた
らいいじゃないか。こう考えるのです
何ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先程も申上
げましたように、庶民住宅等につきま
しては、特に使用者の負担を軽減する
という意味において、庶民住宅を地方公
共団体なり国なりが経営してゐるわけ
でありますから、地方財政委員会にお
きましてその使用料の負担額と固定
資産税額の總額を合算いたしまして、
無理であるか無理でないかということ
を考へて行かなければならぬ。その間
の調整を固定資産税で行うなり、或
いは使用料で行うなり、どちらかで
う、適宜減免しようといふことを言
つてゐるのであります。先程申しまし
たように固定資産税の税額を四割だけ
引下げるような方針をとつてゐるの
であります。四割が適當であるか適當
でないかといふことは、これは又別途の
問題でございまして、これは又別途の
問題でございまして、両者を合せまし
たにいたしましては、無理でないか
負担額が無理であるか無理でないか
といふことで決めて行きたいといふこ
とも考へてゐるわけでありまして。今小
笠原さんのおつしやいました九坪の

アパートで二千数百円の固定資産税と
いふものは私はどう考へても計算がで
きないように思ふのであります。仮に
賃貸価格を坪当り三円といたしますと
三九、二十七円になります。大体三十
円といたしますと、昨年の家賃税は全
部合せまして大体賃貸価格の六倍であ
らうと思ひます。そうしますと百八十
円であります。それから宅地は幾らあ
るか知りませんが、似たりよつ
たりで千円ばかりで、今の根拠は分ら
ないのですが、計算して見ますれば千
円を超えることは予想できない。或
いは相互に使つてゐるものを合計した
ものがそうなつたのじやないかと思ひ
ますが、尙お教えを頂きましてよく計算
をして見たいと思ひます。

○小笠原三男君 それにしても原則
的に都府県所有者であつて、その都府
県が税を拂うべきものを使用者の方
から税を取つて行く。これを止めて使用者
からは使用料として、奥野政府委員
が今話したように勘案した金額を取
るという形式をとるのが正しいのじや
ないか、それを勘案するといふのは都府
県、市町村の勝手なんですから勘案
しなければならぬでございまして、
何ら立法的な根拠がないところ
に問題があるわけなんです。ですから
この法律の中でそういう点を明記せ
られて、そうした方々の安心の行く
にすべきじやないか、こう考へてお
ります。

○竹中七郎君 實際今のような官舎
或いは公舎に對する固定資産税は、
全部取つたらどのくらい取れるかとい
うことはお調べになつたのですか。官
舎或いは公舎、こういうものから全部

これに私用だとして見積つたときにど
のくらい取れるか、そういうことを研
究されたことがありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 非常にむず
かしい問題でございまして、まだ正確
な数字は持つておりません。

○竹中七郎君 そうですと申すといふと、
今度の固定資産税は大体においてこの
市町村のいろいろの窮迫状態を助ける
というふうなもので、非常に高率に賦
課することになる。それでこれも非課
税だ、あれも非課税だ、何にもならん
ことで、只今西郷さんの言われた通り
に一般民は非常なる課税になる。そう
して都府県に課税になる。その
割つてしまふ。こういうことになりま
すと、税の取立てにおいていろいろな
問題が起つて参ります。これがいろ
いろな議論の対象になると、かように
考えるのでございます。私はこれは昨
日もちよつと憂な思ひをしたのでご
ざいます。いゝゆる裁判所関係、或
いは警察関係、或いは外の関係だつた
ならば、その方へ予算を国でお出しに
なりましてはつきり出したらどうか、
こういうことを考えますが、この点に
つきまして自治庁のお考えはどうであ
りますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先程申し上げ
ましたように国鉄なるが故に課税をし
ない。専売公社なるが故に課税をしな
い。こういう方針を止めせしめまいし
て、国鉄や専売公社が公用なり、公共
の用に供してゐるが故に課税をしな
い。併し公用なり公共の用に供しても
固定資産税に対しては、国鉄が持つてお
りまして専売公社が持つておりまし
ても課税しないというのを言ひます
れば、三百四十四條の規定は要らない
わけでありまして。ただそういう問題に
ついてはいろ／＼な研究しなければ
ならない場合もございまして、差当り
三百四十四條のような規定を置きまし
て、固定資産相互の課税の均衡を図つ
て行く、或いは使用者相互間の課税の
均衡を持つて行く、こういうふうな意
味を持つてゐるわけでありまして。今竹
中さんのおつしやることは非常に御尤
もなことではございまして、尙將來にお
きまして十分検討をいたしたいと思ひ
ます。尙無理なことも起きないよう
十分指導して参りたいと思ひます。

ければならない性質のものだ、かように申上げておるわけでありませう。そこで一般に家屋を建設いたしました人に貸して行きます場合には、建築の償却額とそれから固定資産税総額、両者を家賃、地代というふうな恰好で徴収して行くこととなると思つております。

そういう意味において都が使用料を決めます際に都自身が固定資産税を課しておる場合なら計算の仕方は簡単だろふと思ひます。併し先程申上げましたような意味においては、都が地方公共団体とか或いは国鉄専売公社が持つております場合には、固定資産税を使用者に課して行く。そこで使用料の計算をいたします場合には、固定資産税を含めないので使用料を決めて行くことになるだろふと思ひます。一般の家屋の場合には当然に固定資産税と家賃の償却額とが一緒になつて使用料が、家賃が決まつて行くだろふと思ひます。そこで庶民住宅の場合には特に社会政策的な意味においてそういう住宅の経営を公共団体等がやつておられますので、いづれにしても使用者の負担すべき税額において幾らになるかということの考え方を決めて行かなければならない。自然固定資産税を徴収する場合においても庶民住宅には減免して欲しいというふうなことを言つておるわけでありませう。ここで法律的に決めるのも一つの方法でありますけれども、御承知のように庶民住宅におきましても、昔に建設いたしました庶民住宅の使用料は非常に低いわけでありませう。最近に建設いたしました庶民住宅は使用料が割合に高くなつて行つておるわけでありませう。こういうことが果して妥当であるか、そうでないかというところは、別に又議論

の問題であらうと思ひますけれども、とにかく現実には地方公共団体は償却額というふうな恰好になつておるものでありますから、全体としてのプール計算が行われておりますから、多少アンバランスがあるだろふと思ひます。そこで一律に規定するといひますけれども、非常にむづかしい問題でございませう。そこでそれは他の部面につきましても市町村がその判断を加えて適合した方法をとらなければならぬ問題がございませう。同様な意味において庶民住宅におきましては地方財政委員会から、先程からしばしば申上げましたように方針を示すことにいたしましたので、そこで市町村がそれらの道順を勘案して適宜適切な措置をとるといふ方向に運営して参つて行つて行つてございませう。

に拂う、こういうのが正しいのじやないか。そうすれば初めて高位高官の方から徴収されてはつきり辛さが分るだろふ、こういう西郷さんの先程のお話にも合致して来ると思つたのですが、こういう点は如何なんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先程も申上げましたように、三百四十八條の第一項の規定を改正いたしましたして、こういう者が所有しているから固定資産税を課することができないわけじやない、こういう者が所有しておつて且つ公共用又は公用に供している場合には課税することができない。それ以外のものは所有に對して課税するといふ建前をとりまして小笠原さんの考へえの通りになります。併しなから三百四十八條の第一項を改正するにつぎましては、いろいろ検討を要する点がございませう。そこで、暫く待つて貰いたいといふことで、それで地方財政委員会に検討して国会に報告したい、こういう措置を講じている。その間の措置といひまして、課税客体相互間の均衡、使用者間の均衡、それを確保する上から三百四十八條の第一項の規定が生れて来ているといふことを申上げておるのではありません。従ひまして市町村であります場合には、自分の土地を人に借してあります場合には、使用料として税として二途に取ることはおかしいじやないかという考へえはこれは誠に御尤だと思ひますけれども、これは今三百四十八條の第一項の改正を加えなくなたたに起るところの止むを得ない点だと思つておるのではありません。そこで庶民住宅につきましては、適宜減免の措

置をとるといふ指導方針を持つてゐるのであります。

○小笠原二三男君 では最後の理窟上から言へば、公營庶民住宅に於けるべき固定資産税から家賃を差引いた残り、これが固定資産税になる最大の場合同でも考へておいていいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の通りであります。固定資産税と使用料と合計した額が一般の家賃より高くあつては絶対にいけないといふのであります。

○竹中七郎君 先程もちよつと途中で切りましたが、大体官舎或いは公舎といふものは戦前におきましては一つの給料の補助的機関として官舎をあてがう、こういうふうになつておつた。戦後においては住宅難というふうなことがあつて、警察官等は別ですが、そういう意味があつたのでありまして、これに税金をかける、これは公用でありますれば無論よいのであります。併し私用に使うのにもかけるということはお尋ねするのですが、こういうものは一つ国務大臣としてお考えになつて、實際を今までは俸給のごとき一つの何と申しますか、プラス住宅といふようなふうにお考えになつておつたところから考へておる。こういうような考へ方に基きまして、この頃のようにかような過重な税金になりますと公用と私用の分野といふものが非常に不明確になる、こういうのでありますから、こういう面は先程申しました通りお考えになりまして、国において取る、こういうふうな方針を一つお決めになつて、何とか考慮せらるる意思があるかどうか、こういうことを一遍お伺ひいたしませう。

○國務大臣(岡野清豪君) 竹中さんの御質問にお答えします。お説至極御尤もであります。これは相當研究を要するものと考えます。でございませう。追つて私も研究したいと思ひます。事務の方でも研究することにいたします。御了承を願ひます。

○竹中七郎君 もう一点だけ、これは外の問題でございませうが、三百四十八條におきまして、第二項の方に於ける「宗教法人がその用に供する家屋及びその境内地又は構内地」、この問題につきまして、この範圍につきましても伺ひ申上げたいと思ひます。それは大体におきまして、解釈がなかなかむづかしいのでございまして「宗教法人がその用に供する家屋及びその境内地又は構内地」といふ解釈につきまして、一つ奥野さんからお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 宗教法人本来の用に供する家屋や土地でなければならぬと考へておるのでございまして、家屋につきましては、大体宗教的な行事が行われるところであつなければならぬ、割合に範圍が明確であらうと思ひます。境内地や構内地になりまして、その点が必ずしも明確でないだらうと思ひますけれども、大体その宗教法人の施設について、尊嚴を保持するために必要な限度、こういうものを宗教法人本来の目的達成のために必要である。こういうようなところで、その範圍を決めることにいたしてあります。

○竹中七郎君 そこで尊嚴を保持するといふところに非常に問題があるので

か、こういうことを一遍お伺ひいたしませう。

○小笠原二三男君 非課税の範囲で今度は公営庶民住宅ですか、小さなことで市町村の学校によく附設されておる校長住宅或いは公民館の管理のために教職員がそこへ入り家族も入つておる。こういう場合には非課税の対象になりますか、なりませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百四十八條第二項の第八号の範囲の問題になるだらうと思いますが、第八号では学校関係では直接保育又は教育の用に供する固定資産、こういうように規定しております。従いまして具体的に直接保育又は教育の用に供する固定資産であるかどうかというのを認定するわけでありまして、もう一つの問題はその次に書いてあります「民法第三十四條の法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産」こういうところでは法律上別に課税を禁止いたしませんものは極めて明確なものでなければならぬ、範囲の曖昧なものにつきまして、一律に非課税にする規定を置くことは却つて適當でないという考え方があります。

○小笠原二三男君 今校長住宅の話が出ておるのでありますが、この法文からいたしまして、同一の校舎内に宿直の用向きを以て建てられております校長住宅は本法ではつきりしてこれは非課税だと思ふのです。ところが山の中へ行くという家を建てて呉れなければ教員が赴任して呉れない、そこで住宅を建ててやつておる、但しそれは校地の中には建つていない、村の民家と一緒に建つておる、こういうような場合にはいづゆる直接教育の用に供するのではないから、これは非課税の対象にはなり得ないという見るべきです。

か。それともやはりこれは適用されましか、どつちですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般住宅の中に校長さんの住宅が建つておるのでしたらお建てになつた勢いでもう一つ税金も一緒に負担して頂くようにお願いしたいと思ひます。(笑聲)

○小笠原二三男君 三百四十九條の百分の一・六に變つたというところで参考資料のうち三の固定資産税に関する調べ、二十五年の計数を五百二十億円になるように計数説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) これは結局百分の〇・一だけ府案に對してまして税率が下つたわけでございますが、そのことは五百二十億から逆算して参りますという約三十億であります。三十億分だけ償却資産が多いものというように衆議院の方では見られたわけでございますから、今の三十億から税額基本の償却資産額を逆算して行きましただけこの府案の額にプラスして行かなければならないということになります。

○小笠原二三男君 そうすると、この逆算の数字をお聴きしたいのですが、課税標準は幾らになり、その基本額は幾らになるのですか。この償却資産の……。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は後で数字を作りましてから申し上げます。

○委員(岡本愛祐君) それでは後で数字を申し上げるのです。

見込の方の基本額は、償却資産で一千五百六十八億ですかあるわけですか、二十六年は一千七百七十四億あるのですが、この二十六年は二十五年の一月一日の評価でこれを見ておるというふうに別表の一に出ておるのですが、尙故この二十五年の償却資産において千七百七十四億というのが見られなかつたのですか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のように昭和二十五年の償却資産に対する固定資産税におきましては、償却資産の評価について再評価の方式を採用するわけでありまして、それで基礎の非常に明確なものでありますから、やはり適正な評価というものを決定して行かなくちゃならぬと思つてありますけれども、時間が短いのでございまして、納税義務者の納得の行くように適正な評価を決めて行くことはむづかしいと思ひます。それでやはり仮評価の方式をそのまま認めなきやならぬいだらうと思ひます。ですからどうしてもここに簡単に一線を画さなきやならぬわけなのでございまして、そこで再評価額というものが再評価額の限度額の七〇%を越えております場合には、それをそのまま用いてよろしいわけでございます。再評価額の限度額一杯に評価して行く、或いは限度額の八〇%を評価して行く、それをそのまま課税標準に用ひまして、二十五年の固定資産税額を仮算定いたします。ところが現在四〇%しか評価していないというやうな資産でも、一律に七〇%で仮評価しているわけでありまして、故に本年度は時価が基礎になるというよりも、

資産再評価法に基きますところの評価額の限度額が基礎になるわけでありまして、故にこの再評価額の限度額というものは、理論的に申し上げますと、時価とは何の關係もないものでございまして、何の關係もないものでございまして、けれどもこれを基礎にして、固定資産税の額を仮算定して行くという方式をとつておりますので、見積額もそれを基礎に取らざるを得なかつたのです。従つて昭和二十五年の固定資産税は固定資産税に関する普通見積額は再評価額の限度額から計算をいたしております。二十五年以降平年度におきましては、これは飽くまでも時価を課税標準にいたしますので、時価を算定したらいだらうというやうな尙別途の観点に立ちました計算をいたしておるわけでありまして、従いましてここに償却資産の課税の基本額といたしまして、三種類のものがあるわけでございます。

○小笠原二三男君 そうするとこの二十五年の償却資産の基本額として想定したものは、一応内輪で見ると、こう考へてもいいわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 内輪に見ておるとか大目に見ておるとかいうことじやございせん、再評価額の限度額と云ふことになりまして、各法人の持つておりますところの固定資産そのものの簿価が幾らであるということから引つ張つて行かなければならぬわけでございます。帳簿に載つております価格のその取得したときからその後の物価額を算定して、そういう計算をするわけでございますので、現実には法人の固定資産が幾ら簿価に計上されているかというやうなところから出発

して行かなければならぬわけでございます。そこでそれらに關します資料を四の(2)以下に挙げておるわけでありまして、これは大目に見ておるとか低目に見ておるとかというものは別個のものでございまして性質が違ふ。かう一つ見て頂ければいいと思ひます。もう一つこれは先程次長から資料を出し又あとで申しましたが、簡單なことでありまして、御説明で勘弁して頂きたいと思ひますが、四のIのところの償却資産がございまして、四のIのところの一番上の(A)の欄に昭和二十五年の償却資産が上つております。この償却資産の収入見込額を九十九億と見ておつたわけでありまして、一・六%にしますと、土地価格は全然動きません。自然土地家屋から三十億だけを足しまして、それだけは償却資産に廻つて来る。従つて償却資産は百三十億なければならぬ。こういうことになるわけでありまして、自然こういう課税限度額の一・七幾らというものは大体九千億に計算になるわけでありまして、そうしますと、我々の考へております限度額は九千三百九十億円でありますから、大体近いところまで行くということになるわけでございます。

○小笠原二三男君 そうしますと、課税標準額は前のように七〇%を落したというのが、今度は九〇%に上つて行くのだと、こういうことになるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 償却資産については二つの要素があると思ひます。ここであるやうな資料に基きまして、償却資産を把握しておりますけれども、

ども、帳簿に上つていないいろ／＼の償却資産が沢山あるだろう。こういう疑問があると思います。それからもう一つは償却資産は我々は非常に低く計算をするだろうと思ひますけれども、それでなくて、経済界もよくなつて来て、償却資産の評価額というもののもつと高く評価しやしないだろうかというところもあるわけでありまして以上は、そういうものの見込みも立つものなら、七千億が九千億になり得るということもあるわけでありまして。

○小笠原二三男君　そうすると、結局二十六年度に繰越される金はこの徴収率を大体九〇％と見たので、滞納額として一〇％を算出税額から言えば繰越されることになり、見込違ひから来る課税された金額、過年度収入なるものが相当入つて来る。こう考へていいわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君)　徴収率の落されまゝ部分は、その差額だけが翌年度に繰越されるわけですが、翌年度に全額徴収されるかというところは一つの疑問がありますけれども、過去の実績を見ますと、翌年度に半分くらいは徴収されるというふうな成績になります。本年度の状況によりまして結局吟味しなければならぬということも相当ありますので、そういうことが起きて参ります。

○小笠原二三男君　いや、それだけで、算出税額だけ税をかけるのではなくて、それ以上に見られるものならば何にでもかけて行くのですから、その分の繰越というものが別にこの数字以外に出て来るだろうということをお聞きしたいのです。

○政府委員(奥野誠亮君)　よく正確に

理解しておらんかも知れませんが、この四の(一)の一番上の(A)の算出税額と収入見込額と二つ数字を書いてございまして、算出税額と収入見込額の差額というものが翌年度に繰越されて行きます。こういう考へ方を繰越されておるわけでありまして、この算出税額の中の土地と家屋の分が合計いたしました三十億円減額になりまして、償却資産の方にそれだけ殖えて来なければならぬわけでありまして、若しそれ以上算出税額が有り得るならば、その分を翌年度に繰越されて行くということはその通りでございます。

○小笠原二三男君　ですから、結局はこの課税標準として土地でも家屋でも何％かに落して捕捉しておるという分の差額ですね。差がやはり繰越になるのだということを考へ、又滞納額が翌年度に繰越されるのだということを考へると、徴収見込額を五百二十億とすれば、繰越見込額を五百二十億と算出税額そのものにおいて五百二十億というふうに見えらるならば、滞納であろうか何であるか、いつかは取れ、税収入となるのですから、その方が正しい税率の決定の仕方になるのじやないか、と思うのですが、御意見を伺いたいです。

○政府委員(奥野誠亮君)　政府で考へておられますのは、要するに、昭和二十五年年度におきまして府県や市町村の所要の税収入額が千九百億円で考へておるのであります。その千九百億円の税収入を固定資産税に五百二十億円求めらるわけですね。将来固定資産税が幾ら取れるかというのを考へておるわけじやございませぬ。現実に昭和二十五年年度に市町村の収入といたしまして

現実に市町村がその金を使つて二十五年度内に仕事をしたい、その額として五百二十億を予定しておるわけでございますので、算出税額ではございませぬで、収入見込額が五百二十億になるように期待しておるのです。そういう意味において法律の中にいても徴収率を土地と家屋の分について九〇％、償却資産の分については八〇％ということをして明確に規定しておるわけですね。それからいいますれば当然平年度においては五百二十億円以上の収入がなければならぬ、こういうような形になつておるわけです。

○小笠原二三男君　そうしますと、平年度になつた場合に約六百億に近い税を見込む固定資産税が、来年の一月に仮に五百二十億現実に取れない、七〇％なり六〇％なりの徴収率しか見込めない、こういう結果が出て来れば税率を上げることとなつて、一・八なり一・九に上げた場合にはその平年度のそれはもつと／＼殖えて行く、幾ら殖えても、もう二十六年度以降は構わないう、取れるだけ取るんだ、こういうことになるようにお話を伺うのですが、その点はどうかでしようか。

○政府委員(奥野誠亮君)　現実に昭和二十五年年度の徴収率というものが七〇％でありまして、計算は土地家屋については九〇％、償却資産については八〇％で計算した結果が五百二十億円であります。税率は変更しない、さよ方式というふうなものを法律の上に明確に規定しておるわけですね。それで平年度においてもつと取れば取れた方がいかにという御質問のようでありまして、地方税収入として千九百億円

程度のもを今度の税制改革において予定しておるわけでございます。固定資産税の平年度における収入額が非常に沢山になつた、自然千九百億円を上廻るような結果が起きました場合には当然これは政府の見込が違つたおるわけであつたのでありますから、法律を改正いたしまして、いづれにしても税率を引下げて負担の軽減を図るといふような措置をとらなければならぬと思ひます。

○小笠原二三男君　片方の固定資産税の方は本年度より／＼ということのたにいろいろ操作をしておるのです。来年度以降そのことによつて繰越その他で税額が殖えて行つても大体いいような仕組になつておるのですが、そうすれば、その考へ方からすれば昨日の問題に移つて、市町村民税が平年度においても本年度よりは百億以上減つて行かなくちやならない、こういう問題を本年度においてはその百億を減らさないで過年度の所得によつて徴収するといふようなことはどうも呑み込めないのですが、その点を関連して一つ御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君)　大体お話をうなごころであります。昭和二十五年年度においては千九百億円の税収入を上げますためには、市町村民税におきましてもやはり標準税率として一・八％の税率を見込まなければならぬ、税率を要えませんと。来年度以降百億円の減額になつて行くわけでありまして、その結果千九百億円の収入が得られないという問題が起きて参るわけでありまして、平年度に固定資産税の増収が得られるならばそれでカバーすることが出来る。大体今年と来年度

以降の変化を想定いたして参りますれば、総合的に考へてこのような措置でいいのではなからうかというふうな考へを持つておるのであります。

○小笠原二三男君　先程鈴木政府委員に最初に聞いたときには、この一・六とした場合の償却資産の収入見込額を三十億増さなくちやならぬ。それから逆算して課税標準なり基本額なりというものが出来来る、こういう話だつたのですが、それから見ますとこの一・七の税率を決めた場合にも、償却資産分についてはそれだけの収入を五百二十億から差引いて九十九億にがしと出して、逆算して後の数字を並べたのではないかと考へて持たざるを得ないのですが、初めから償却資産の基本額を二十五年度ではつきりこ把握したといふふうには考へられないのですが、従つて課税標準そのものも、それから税率を考へて持つて来たといふことではなくて、逆に税収の見込の方から数字だけを並べたのじやないかと思はれるので、もう少し基本的な償却資産の課税標準額が出て来るまでの経緯をお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君)　そういう疑問をお持ちになるのも無理からんことだと思ひますので、四の二をひろげて頂きますと、極く簡単に御説明させて頂きたいと思ひます。四の二のところを参考の1がございまして、興銀の固定資産の再評価額の推計であります。これはすでに春の国会の際に大蔵省から再評価額の基礎として提出いたしましたものに、更にその後の我々の調査に基づきまして償却資産の増加分を加えた分でございます。でありますからその、数字よりは多少上廻つた数字にな

○小笠原二三男君 どうも廻りくどい

話で大変恐縮ですが、二十五年に使えるように現金を五百二十億叩き出すんだ。こういう意味で税率を決めるといふことから、表において予定されたいもので課税されたものが繰越されて行くという部分が随分多くある。平年度の償却資産の評価額等から見ても、相当あるのではないかと。どうして、どうして疑問を持つのであります。

で初めからそういう形になることは怪しからんこと、結局本年度現金になるうがなるまいが、徴収でき得る範囲、即ち課税額から見て税率を考えて、そうしていつかはその金が入つて来るのであるから、その部分は市町村の財政操作でいろ／＼賄つて行くという部面もあるように考えるので、基本としては、そういうプラスエツクスがアルファになるがどこかに隠されておるといふような意味で、表面上の税率が、一・七なり一・六であるのかというところは、どうしても賛成できないところなんです。而も三百五十條の二項によると、法律の立法の手續をとることなしに地方財政委員会の規則を以て、この税率の変更ができるといううな、こういう委任立法は、或いは悪意に解するならば、いろいろな見込の立て方を更にして、いろいろ直ちに一・六なるものを引上げることも可能である。又特にこの償却資産などの評価の仕方などは、町村の未熟な徴税員で、而も町村長初め町村議会の関係者があり、その町村の有力な人達、その他に対して真に適正な評価を下して徴税できるかどうかという点については疑問もあるし、ちよつとした手先の技術的或いは政治的な取引

で、評価額というものが相当幅広く動く場合もあるのではないかと。これを考へるといふと、それらがすべて地方財政委員会の方に持つて来られて、徴税のためにのみ都合がよく、担税者の方の利害は考えないといううな場合の税率が極端に言うならば出て来るのではないかと、そういう可能性を生むようないか、そういう委任立法はどうしてうまくな、そういうふうには考えられないのですが、国会に報告するというところであつても、この報告をするというところから、国会が地方財政委員会に対して如何なる措置でもとつた場合に、二十五年に遡つて、この地方財政委員会の税率変更に対して異つた決定をすることができるかどうか、こういううな点についてもお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今御指摘のございました第三百五十條第二項の規定によりまして、地方財政委員会がその規則で税率の変更をするものである、こういうことになる点についての御意見と伺つたのでございしますが、この点につきましては地方財政委員会設置法等によりまして、地方財政委員会が地方財政の運営に当りましては、その執行機関としての或る程度独立の権限が付與されておるうな次第で、従つて税率の変更をいたしました場合に、おきましては、その旨を速かに内閣及び内閣を通じて国会に報告しなければならぬ義務を負わされておるものであるが、内閣に報告された場合には、その必要に応じて税率の変更をいたしました場合には、内閣に報告するに止まらなければならない場合におきましては、

は、国会に對しましてはこの地方税法の改正法案を提案いたすことに相成りますので、国会におきましてはこの改正法案の御審議に當りまして、十分地方財政委員会がとりました措置について御検討を頂けることになるわけにございします。この点を基に補足的でございしますが、御説明を申上げまして御了承を頂きたいと思ひます。

○安井謙君 今の問題に關連いたしまして、この第二項の二十五年度における過年度分の測定及び滞納繰越の云々という合計は大体見当でどのくらいになるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 四の一に書いてありますように、昭和二十五年に於ける過年度分の滞納繰越分のうちの収入見込は二億一千九百万円と予定しております。現在の市町村の収入になる部分です。府県の収入になる分は計算に入れておりません。

○小笠原二三男君 今の政務次官の御答弁ですと、何か国会にまで持つて来て法改正をしなければ効力が発生しないようにも聴き取れた部面があるのですが、もう一度はつきり御説明願ひします。

○政府委員(小野哲君) 只今私が申上げましたのは、この法律を改正しなればならないような必要が生じた場合には、勿論国会に提案をしなければならぬ自明の理を申上げたのでございしますが、この第三百五十條の第二項の規定によりまして、地方財政委員会規則で変更するものとすうな委任を受けております。この場合におきましては、税率の変更のあつた場合においては国会に報告するに止まることが考えられるのでござい

す。併しながら先程の御意見によりまして、これも全体の税法の一部といたしまして税率の変更等を伴つて来るような場合も、その過程において起りましたような場合においては勿論、国会においては地方財政委員会等において研究いたしました結果に基づいて、政府に提案いたしました法律案について、勿論御審議を願わなければならぬ。一般的な問題とそれからこの問題と両方絡み合して御答弁申上げました関係上、さういふお聴き取りを願つたのではないと思ひます。

○小笠原二三男君 そうすると第二項で、この法律によつて地方財政委員会に税率の変更を委任してしまふのですから、委任してしまつたものが後で地方財政委員会の税率は怪しからんといふことで国会で修正したりする権限があるかどうかということをお伺ひします。

○政府委員(小野哲君) 更にお答えをいたしますが、この法律案によりまして地方財政委員会がその規則で税率の変更をすることが出来る権限を委任されておる、権限が與えられておる。これは御了承が願ひされるのであります。その場合において、国会に報告がありましては、この場合におきましては、これをどう処理するかというところは、立法機関としてのお立場上問題になるであらうと、かように考えるわけでありまして、ただこの規定の予想しておりますことは、只今申上げましたように、地方財政委員会がその委任を受けた権限に基づいて変更ができる、変更する、こういうことになつておる次第であります。

○小笠原二三男君 そうしますと、若しも仮に地方財政委員会が一・五とし、或いは一・八と決めた場合に、来年度以降の地方税法の一部税率を内閣はこの法によつて変えるのですか。変えないで規則に委して、本文は一・六になつておるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は、第二項におきまして五百二十億の算定の基礎を設けて、要するに法律の定めを條件に従つて地方財政委員会が税率を最終的に決めるようにいたしておるわけにございまして、その限度では法律による委任を地方財政委員会にする、こういう案でございします。従つて地方財政委員会としては、その委任を前提といたしまして、法律の定めた條件に従つて税率を変更する権限を法律上與えられるという結果になるわけにございまして、それはここにございする百分の一・七といふのか、一・八になりまして、或いは一・六になりまして、これはこの法律には勿論違反をしないといふ考え方で立案をいたしておるものであります。

○小笠原二三男君 だから形式上、後でその地方財政委員会の規則で決まつた税率に、この本文の税率を直すのかどうかという点です。

○政府委員(鈴木俊一君) これは仰せの通りでございします。

○小笠原二三男君 それからくどいようですが、この「相当」といふのはどの程度のことでか。又統括して質問して置きます。第二の見込連になつて、昭和二十五年のこの固定資産税収入の統計をとつた場合に、いわゆる税率を直しても相当に上廻つて余計金が取れたなどとなつたら、責任はどこにあ

るのですか。この二点を伺いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 「相当に」と申しますのは、大体〇・〇五くらいに異動を生ずる場合を予想いたしてあります。額にいたしますと大体十五億くらいを考へておるわけでありまして、それからこの五百二十億以上に、一・六にして取れた場合のその責任はどこにあるかというお話でございますが……。

○小笠原三男君 いや税率を変更して、財政委員会が……。

○政府委員(鈴木俊一君) 財政委員会がこの五百二十億という見積りの調査をいたしまして、五百二十億に達しないからというので、例えば百分の一・六というのを一・六五にする。その結果として、全体といたしまして年度末に集計いたしますと五百三十億になつたという場合、或る程度の動きはこれは止むを得ないと存じます。とにかく財政委員会に対する授權の條件といたしましては、ここに書いてある通りの見方をいたして、五百二十億を取れるか取れないかということでございます。それから、この案に規定をいたしてあります条件通りに財政委員会がやっておりますならばこれは委任の根拠には違反をしない。政治上の責任というところはございまして、けれども、法律上の問題といたしましてはこれは支障がないと考えております。

○小笠原三男君 その幅も十五億程度のところは差支ないということになりますか。それ以上になつたら怪しからんということになりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は事實上の……、いわば政治上の問題でございますまして、甚だしく見込違いを生ず

るといふような場合におきましては、その調査が適正でなかつたという責任は起つて来ると存じますが、財政委員会といたしましては、ここに資料の集め方もちゃんと規定をいたしておるような次第でございます。市町村長なり、府県知事なりの持つて参りました資料に基づいて五百二十億を算定するわけでございますが、その基礎の資料に不適正な点があるということになります。と、財政委員会としては最善を盡したけれども、尚さような見込違いを生じたという結果になると思つております。

○西郷吉之助君 今いろいろ伺つていたのですが、三百五十條の二項、三項、四項は二十五年度限りの條文だといふのです。今の地方財政委員会規則は税率を上げ下げする場合でも……、下げる場合は別として、上げる場合でも、その際でも、やはり三百四十條の百分の三を超えることはできないのですか。ここに書いてある通り、二十六年から二十八年まではというのですが、その次の質問として、二十八年度以降は百分の三を超えることができるということになるのか、その点どうなんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) お考えの通りでございます。

○西郷吉之助君 そうすると念のため伺つて置きますが、三百五十條の二項は……、前文で、百分の九十、百分の八十というものは、その後段の繰越見込額の二億一千九百万円との合計額が五百二十億ということになるのですが、そうすると納める方の二十五年度的場合は、地方財政委員会規則を変更するやうな場合になると、自分の

納税額の土地家屋に対しては九十、償却資産については八十だけ納めればよいということですか。

○政府委員(鈴木俊一君) それはそういう考へ方ではございせん。で、こゝで本年度内において取れるであろうと見込んでおられますものの土地家屋は九十、償却資産は八十、こういう押え方をいたしておるわけでございます。と、個々の納税者の問題といたしましては、これはやはり百分の百を納めて貰う。ただいろいろの徴税の状況から申して、今年度内に入つて来る分はこの程度であるということでございます。

○西郷吉之助君 そうすると財政委員会規則で取過ぎるために下げた場合、多く納めた場合はどうするのですか。返すのですか。個々に返しますか。それともどうするのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この五百二十億というのには税率を変更いたしますための一つの法律上の委任の要件として規定をいたしておるわけでございます。仮にこれを上廻りました場合には、仮にこれを上廻りました場合には、おきまして、当該の市町村といたしましては、それを、正当の手續によつて徴収した額でございまして、これをいゝゆる過納とかいふやうな觀念で返すことにはならないわけでございます。

○西郷吉之助君 もう一点伺つて置きますが、政府側は三百五十條の二項を置いたというものは、その真意はザツクバラに言つて、やはり前国会以来問題となつてきたごとく、標準税率でもあり、この固定資産税は附加価値税の論議と同じように、政府の考へ方はあるけれども、これだと取過ぎる、

随分取過ぎるぞという懸念を肚に持つたので三百五十條の二項を置いたのですが、その真意はどこにあるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは二十五年年度の固定資産税の税率は、第一項にございまして、固定税率、一定率といふやうな考へ方でございます。と、いゝゆる標準税率といふやうな弾力性がないわけでございます。然るに殊に償却資産等につきましては、前国会以来いろいろ御意見がございまして、政府の見方についての御論議もあつたわけでございます。が、そういう点を勘案をいたしまして、固定税率の建前ではございせん。で、第二項の方で新たな觀念としてのいわば仮税率といふやうな考へ方を取つた次第であります。

○西郷吉之助君 もう一点、やはり第二項ですが、土地家屋に対しては百分の九十、償却資産に対しては百分の八十、こういうふうな差をつけてお考えになつたのは、やはりこれも前国会以来問題だつたのですが、土地家屋は従来もやつておつたから取り易いから百分の九十、今度の償却資産の方はなかなか取りにくいから差をつけて百分の八十に下げた。その十の差をつけられたその理由はどういふのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 土地家屋につきましては賃貸価格がはつきりいたしておりますし、その九百倍といふことになりまして、納税者と徴税団体との間においては争ひの余地が殆んどないわけでございます。が、償却資産につきましては、仮決定の簡便な方法を設けましたけれども、土地家屋の場合におきます程簡單には参りませ

ん。或いはその間に、徴税団体と納税者との間におきまして問題が起ることとございまして、それを勘案しまして、大体自分の八十程度しか今年度実際に入つて来ないのではないかと

○委員(岡本愛祐君) 以上を以ちまして午前中の審議を終ります。岩木尚休理事から都合によつて理事を辞任したいという辞任願が出ました。それで許可いたしたいと思います。御異議ございせんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)その補欠の選任をいたしたいと存じます。

○西郷吉之助君 成規の手續を省略しまして、その理事の氏名を委員長に一任するの動議を提出します。

○委員長(岡本愛祐君) 只今の西郷君の動議に御異議ございせんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) それでは竹中七郎君を理事に選任いたします。御了承願います。それでは休憩いたします。午後一時四十分から始めます。午後零時四十分休憩

午後二時二十五分開会

○委員長(岡本愛祐君) これより午前中に引き続き委員会を開いたします。地方税法案の質疑を続行いたします。

○石川清一君 三百四十九條の固定資産の標準税率はそれ／＼の後の倍率、或いはその他にも非常に影響がござい

ますので、ここだけで意見がないというよりも、併せて後の方で審議されるときにも出て来ると思ひます。それは農地の場合を例にとりまして、賃貸

価格の二・五倍と、こういうことが出されておりました、このこと自体が課税の反当の金額、或いは農家の価格、或いはそれ／＼の価格に大きな影響が出て参りました、結論はその税額が安当であるか、どうかという最後の数字が出て参りますので、ここで申上げることは、後の條文にも影響しますけれども、一応申上げたことと存じます。それと更に固定資産の税率は、政府のすでに認めましたように、第七国会では一・七五、それが一・七になり、この度参議院に、衆議院の修正によつて一・六という税率で廻つて来た關係、こういう問題を廻りまして、固定資産の査定が一町村でない場合、二町村以上に跨がる場合、こうした場合にも、この五百二十億という数字、或いはこれを査定するところの二以上の町村、これに対する地方財政委員会の権限、並びにこれに伴う／＼な條例の設定と、こういうようなものにも非常に影響を及ぼしまして、最後には一・六と今決められておるのが、この條文の示す通りに、或いは一・五に、或いは一・八にならんとも限らないような情勢にありますので、これに対する意見を併せて、後にも出て来るということを更にそういう面でも申添えて置きます。

○相馬助治君 この際午前中に引續いて三百五十條に關して、大臣に対して是非所見を伺つて置きたい点が二点ございます。この三百五十條第二項の収入見込額を五百二十億と押えて、何でもかんでもこれだけは取るんだと、逆さにしてもこれだけは取るんだと、こういうふうな意味で、ここに金額を押えて、逆に税率というものを制出して行く

くという、私達の常識を以てしては、ちよつと分らない形の法律案なので、どうしてこういうことになつたのか、又これについての何か特別な見解があればお聞きしたいというのが第二点です。第二点はこの第三項の地方財政委員会の、その前項の規定によつて、昭和二十五年年度の固定資産税の税率を変更することが出来る、その変更した場合に、国会に報告すればよいということになつておられますが、この第二項で見ると、昭和二十六年の一月中にやることになつておられます。丁度一月というのは通常国会が開かれております。少くとも税金に關する限りは、何人からどういふ税金をどれだけの率で取るかという算定が極めて重要な問題だと思ひます。従ひまして、この税率を決定するのですから、又時よしも、一月中にそれが行われるようになっておりますから、これは私の見解を以てすれば當然国会においてこの税率というものを決定すべきが至当である、こういうふうな考えます。裏から引き返して言いますと、こういう税率を委任立法にするというの、一つの国会の審議権に対する侮辱ですらあるのではないかと、こういう見解を持つものでありますから、その点について特に大臣の御見解をお伺いいたします。

○國務大臣(岡野清亮君) お答え申上げます。相馬委員のお説至極御尤もでございます。先ず第一点としまして五百二十億を予定に入れておられて税率を上げたり下げたりするのはおかしいじゃないかという思ひでございしますが、それはその通りでございしますが、実は今度改正法を出しましたので、地方の財政をとにかく千九百八億という枠の中に入れました、そうしてこれ、又財政をやつて行かせようという考えたわけなんです。それじゃそれについて固定資産税で幾ら取れるか、又附加価値税でどれだけ取れるだろうか、又外の税収でどれだけ取れるだろうか、というのをい／＼勘案しまして、大体において五百二十億を固定資産税で取るのが適當であらうという感じがございしましたものですから、それで五百二十億を先ず千九百八億の中にはめ込みましてやつて行きたい、そこでこの前から国会におきましてい／＼御議論がございしました、いや五百二十億どころじゃない何百億というのが余計に沢山人るんじゃないかという御議論があつたやうであります。それで税率も下げたやうなことにいたしました、同時に若し多過ぎた場合にこれは又少し税率でも下げなければならぬというやうな規定をしまして、そういうやうな経緯で何でもかんでも五百二十億取るといふことのために実はその通りなのであります、五百二十億取らなければならぬから取らうという考えをしておるだけのことであります。先ず第一点としましてはそういう点は一つ御了承願ひたいと存じます。

それから第二項の、地方財政委員会に、一月中旬に税率をい／＼清算しまして決めた後から内閣並びに内閣を通じて国会に報告しろということでございますが、これは我々としてしましては、成るだけ国会の審議権は尊重いたしましけれども、地方財政委員会というものはこれは独自の立場で非常に強力な機関として國家が認めた委員会でございます、大体においてその方面で、そういうやうなことをさせるのが本當

じやないか、内閣とか……まあ国会が監督権を概括的に持つことは異論はございせんが、内閣あたりがそれにいろいろ指図がましいことをするのは地方自治の本体から申しましておかしいんじゃないか、こういうふうな立場から地方財政委員会にそういうような権限を與えて、そうしてまあ併し内閣並びに議會にも報告して貰つたらいいんじゃないか、こういうふうな軽い意味で第三項を入れておるわけです。要は地方自治につきましては地方公共団体の自主的な立場を非常に尊重して今後はやつて行きたいと、こういうやうな意味で地方財政委員会というものに強力な力を與えてやらして行く、そうしてまあ併しそれでは余り中央と距離を失はうというやうな意味でございしますが、丁度私が自治庁の長官をしておりますけれども地方財政委員会に対して何らの監督権も干渉権もない、併しながら一方國費というものを以て地方財政を助けなければならぬ、私は中央では國務大臣でございしますから、國務大臣として中央の支援を與え若しくはい／＼補助をするのに當りましてその中間に入りまして連絡機關を務めておるといふやうな次第でございします。

丁度この際の第三項は私の立場と同じくらいな程度と思ひ下さつて結構だと思ひます。

○相馬助治君 質問の第一点に対しては、大臣が率直に少しおかしいのだ、が、現実からこれは止むを得ないのだ、余儀ないのだと、こういう説明で了承します。

第二点では地方財政の独自性を認め、地方の自治を強めるために地方財政委員会にこの程度の権限を付與すること

地方財政委員会規則で税率を定めるということ、変更するということが第三項との関連におきまして国会の審議権を侵すものではないかという御議論のように拜聴いたすのでありますが、第三百五十條第二項において税率の変更の場合におきましては、この二項中においてその法律的要件がはつきりと謳われておりますので、この点につきましては地方財政委員会の性格、先程大臣から御答弁を申し上げましたその性格と相俟つて差支ないものと考え次第であります。第三項の内閣及び内閣を通じて国会に報告した場合においてどうなるかというふうなことの関連であらうと思ひますが、その場合において、国会に報告いたしました場合におきましては、国会がその立場においてこれをいづ／＼と調査なり審議をされるということは、国政調査権もありなるわけでございますし、国会が立法機関としての立場上、これに対して御批判を願ふことは、勿論あり得ることであらうと思ひます。それだからといつてこの條文の第二項において地方財政委員会規則で定めることが審議権を侵すものである、或いは法律違反であるということにはならないであらう、要は地方財政委員会規則で税率を変更する場合の要件が、この第二項ではつきりと謳われておりますので、この点については支障がないものと私は解釈をいたしておる次第でございます。

○相馬助治君 分りました。
○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございませんか。
○石川清一君 先程申しましたように、後に関連を持たして置きますから……。

○委員長(岡本愛祐君) 午前中の竹中委員の御質問に対して、奥野政府委員から答弁を願ひたいと思ひます。
○政府委員(奥野誠亮君) 境内地、構内地の範囲の問題について、午前中保留いたしておつたのでありますが、こういう方針を地方に示して行つていくわけがあります。

一が、「本殿、拜殿、社務所、本堂、庫裡、会堂その他神社、寺院又は教会が教義の宣布、祭事若しくは儀式の執行又はこれに当然附随する行為を行うために必要な建物又は工作物」、工作物といふのは「附屬建物及び附屬工作物を含む」。その敷地。二が「祭事又は宗教上の儀式若しくは行事を行うために必要な土地」、三が「参道」、四が神社、寺院又は教会の風致を維持するために必要な土地」、五が「神社、寺院又は教会の災害を防止するために必要な土地」、こういうふうな方針を示しております。

それから国家公務員のための宿舎に關する問題でございますが、私が第一種、第二種というふうに申し上げましたのは、日本国有鉄道の宿舎についてそういう言葉を使つておるのでございまして、それと混同いたしておりました。国家公務員の宿舎につきましましては、公邸と無料宿舎、有料宿舎の三種にいたしておられます。公邸といふのは参議院議長及び衆議院議長、或いは参議院議長及び参議院副議長等の入居の宿舎でございます。それから無料宿舎といふのは、「本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務、通信施設に關連する非常勤務又はこれらと類似的性質を有する勤務に従事しなければならぬ者」、それから「研究又は実験施設に勤務する者であつて継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事する者」、三が「へき地にある官署又は特に隔離された官署に勤務する者」、四は「官署の管理責任者であつて、その職務を遂行するために官署の構内に居住しなければならぬ者」、これらのために設備しておるものが今申し上げます無料宿舎でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございませんか。
○石川清一君 一応ここで確かめて置きたいのですが、償却資産につきましてこの資産が二つ以上の町村に跨つておる。一つの町村は非常に財政的に財源が貧弱でありまして、強い要求をその償却資産に持つてゐる。一方の町村においては財政が非常に豊かでありまして、ここに見込まれておるようにならうな問題が起る場合に、どういふようにならうかお尋ねいたしたいです。

○委員長(岡本愛祐君) 石川君に申し上げますが、後に條文が出て来ますからそのときにして下さい。
○石川清一君 これはいろいろな比率の方に關係して参りますので、それではそのときに併せて質問することにいたします。

○委員長(岡本愛祐君) では、次に三百五十一條の説明に入ります前に國務大臣から午前中の西郷君の質疑に關連しまして答弁されるのでありますから、どうぞ。

○國務大臣(岡野清豪君) 今朝程西郷委員からの御質問がございましたが、私もその節申し上げました通り非常に不思議なところだといふ感じを持ちまして、早速地方行政調査委員会に開合をいたしました。又正式にさういふことを発表したこともないし、又非公式にさういふことを発表したこともないから、全く開知してないのだ。それではさういふわけであんな記事が、又的確に出たんだらうかと、さういふことを聞きまして、それは今地方行政、殊に地方財政のことについては、この法案が審議されておりますので、學者も研究家も非常な関心を持つて、あちらの雑誌こちらの新聞に書いておるから、さういふような意見なり事実を参考としてでき上つた記事ではないかと想像されると、さういふような意見でございます。いすれにいたしましても地方行政調査委員会議そのものは全く成案を得ておりませんので、その点は御了承を頂きたい、さういふことでございまして私どものところにおきまして、それ以上はつきりしたことを……、又さうだろと思ひますので、さういふふうに御了承頂ければ結構なことと思ひます。

○西郷吉之助君 今のは御説明で了承いたしました。が、どうもさういふことは要するに官庁並びに政府機関のさういふふうな種類の保管といふんですか、秘密の厳守といふんですか、さういふふうな点がどうも終戦以來特に乱れ勝ちであつて、さういふ結果になるのじやないか、さういふふうに思われますので、さういふ点も併せて今後大臣において十分御考慮されんことを希望いたします。

○國務大臣(岡野清豪君) 西郷委員の御忠告にお答え申し上げます。私も民間におりまして、よく官庁から漏れたのじやないかといふようなことを感ずることもありまして、甚だ面白くないことだといふことを感じておつたこともございます。今回の事件は、私が調べた結果では、官庁から漏れたものじやない、さう考へますけれども、併し或いは悪意に解すれば、そんなものが或いはどつからか出たのじやないかと考えられる節もないではないかと思ひますけれども、併しこの際はさういふことはないとはいへないと思ひますから、ないと私は併し、又皆様方にも御信じて頂きたいと思ひます。併しさういふ点につきましては、今後十分注意をいたしまして、皆様方にお目にかけないようなものが新聞記事にどんな出るということは私は面白くない、さう感じますので、私の所見を申し上げてお答えいたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは第三百五十一條から政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 三百五十一條でございますが、これは固定資産税の免脱点に關する規定でございます。土地、家屋、償却資産でこのそれ／＼の課税台帳に登録されたもの価格の合計額が、全体で三万円に満たない場合においては、これを固定資産税を課することができないということでありまして、三百五十二條は二十五年及び二十六年の特例の規定でございます。この二十五年におきましては、償却資産に

それから第八項でございますが、これは後におきまして清算するような関

係がございまして、二十六年分
の固定資産税につきましては、四回に
分けて取るわけにございまして、最初
に一回、二回の納期につきましては、
賃賃価格に仮に九百倍の倍率をか
けましたもので算定をいたしますと共
に、償却資産につきましては、二十五
年度の仮決定の価格を基礎にいたしま
してこれをとりとるものであります。そ
ういふものの額の合計額を納期の四で
除して得ました額をそれぞれ第一期、
第二期、第三期の納期では徴収する
ということでありまして、それから十一
年でございまして、これは昭和二十六
年度の固定資産税についての徴収令書
につきまして、昭和二十五年の徴収
令書に書きまして同じ趣旨のことを
明確にいたして置くようにしようとい
うのであります。二十六年度におきま
しては、単に償却資産だけでなく、農
地だけはこれは確定でございまして、
農地以外の土地及び家屋につきま
しても、一応賃賃価格の九百倍で参り
ますけれども、これは更に正式に価
格を決めまして、それを課税標準とし
て最終納期には徴税をすることになり
ますので、その点をまず徴税令書に
はつきりと書いて置くというわけで
あります。償却資産につきましても同
様であります。それから第二の点はや
はり九月三十日までの間に固定資産
の価格を決めるのであるということを書
いているわけでありまして、第三点は二
十五年分の場合と同様であります。そ
れから固定資産税にかかる納期前の納
付であります。これは昨日市町村民
税について申し上げましたと同じよう
な趣旨で千分の五、納期前に納付した分
の千分の五の報奨金を認めようという

趣旨の規定でございまして、それから三
百六十六條、三百六十七條は納期限の
延長並びに減免の規定で大体従来の規
定と同様の規定であります。それから
あと延滞金、違法又は錯誤にかかわ
る固定資産税の賦課等の救済、これは
いずれも同文でございまして、
○委員長(岡本愛祐君) それでは第二
款について御質問を願います。

○石川清一君 価格の算定の場合に公
聴会でもそれ／＼意見がありましたよ
うに、価格の算定から物納というよう
なことや、いろ／＼なことがこれはい
けないといつても私は起きて来ると思
う。その場合に紛争中のそういうよう
な場合にこの期限を超過するとか、或
いはその他いろ／＼なことがあつた場
合に、最後の罰則の適用が完全に行わ
れるかどうか、この点についてお伺い
いたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 物納の問題
でございまして、御承知のように夫役
現品の制度は地方自治法の上において
はあるわけでございまして、夫役なり
或いは物を以て税に充てるといふ考え
方があつたわけでございまして、この
地方税法におきましては物納という
建前は考へておりません。この点は非
常に大きないわゆる国税としての財産
税といつたようなものを課する場合に
おきましては、そういうようなことも
父別の問題として考へなければならん
と存じます。が、年度の固定資産税に
つきましては、物納というようなこと
は一般原則としては必要がない、かよ
うに考へておる次第であります。

○石川清一君 これは実際問題に當つ
た場合に、価格の査定に恐らくそうい
うことが起きて来ると思う。その場合
に延滞金とかいろ／＼なことがこれは
当然起きて来るのですが、この場合に
は全然問題にしないとか、或いはそう
いふ点は町村によつては或る程度何と
かできるのだとか、そういうようなこ
の具体的なものについてお考えがあ
るかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 物納の問題
でございまして、御承知のように夫役
現品の制度は地方自治法の上において
はあるわけでございまして、夫役なり
或いは物を以て税に充てるといふ考え
方があつたわけでございまして、この
地方税法におきましては物納という
建前は考へておりません。この点は非
常に大きないわゆる国税としての財産
税といつたようなものを課する場合に
おきましては、そういうようなことも
父別の問題として考へなければならん
と存じます。が、年度の固定資産税に
つきましては、物納というようなこと
は一般原則としては必要がない、かよ
うに考へておる次第であります。

○石川清一君 これは実際問題に當つ
た場合に、価格の査定に恐らくそうい
うことが起きて来ると思う。その場合
に延滞金とかいろ／＼なことがこれは
当然起きて来るのですが、この場合に
は全然問題にしないとか、或いはそう
いふ点は町村によつては或る程度何と
かできるのだとか、そういうようなこ
の具体的なものについてお考えがあ
るかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 物納の場合
におきましては、その物の価格という
ものを適正に評価することが非常に困
難でございまして、殊に市場性のな
いようなものにつきましては、いよいよ
よその困難が増して来ると思つたので
あります。やはり共通の価格の尺度で
あります。金銭による納税ということ
が本体でございまして、非常に多額
な財産税を一時にとるといふようなも
のではございせんから、やはりこれ
は金銭による通常の納税の方法を探る
べきものであらうと考へております。

○石川清一君 とるべきものであると
いう御説、それは一応分るのですが、
実際問題となりまして、そういう形で
評価の査定は町長が大体任命して持
つてゐる。それを査定審議会に異議を
申立てても、恐らく長い日時が、
この所定に延びまして訴訟を起しまし
ても、相当長い間かかると思ひます。
そういうような関係で只今の物納とい
うことが関連をしまして、評価とい
うものが長い紛争を起して来る。この場
合に仮決定或いは大体決定が二年かか
ることになるわけでありまして、その
仮決定といふものの二年の紛争間にお
いて納まらなかつた場合の罰金、或い
は過料をいうものが大きな関連性を
持つて来ると思つたのでありまして、
単にそういう対抗的な立場で紛争を続け
ている場合に一体どういふような処置

をとるか。いわゆる評価額の査定が
町村長の方で誤つておつて、最後にそ
の価額の更正をしたというやうな場合
は、やはり町村長の方で普通の負けと
なりまして、その間におけるいろ／＼
な費用は町村で負担しなければなら
ないかどうか、その点もお伺いします。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は固
定資産の価額の決定が適正でない、こ
れに対して不服があるという場合にお
きましては、各納税者の側としては固
定資産評価審査委員会に対して審査請
求ができるわけでありまして、この審査
委員会でも更に検討してその決定に対
して訴訟の途を開かれてゐるわけであ
りまして、そういうやうな方法により
まして、終局的には争ひがあります。価
額につきましても調整をせられるわけ
でございまして、若しも市町村長の決定
というものが誤りであつて、敗訴した
という場合にございまして、これは勿
論市町村がその關係の訴訟費を負担し
なければならぬことは、これは法の
定めにより勿論明らかであります。

○石川清一君 通常その場合にこの法
に従つた場合に価額の決定といふもの
が大きな影響を起しまして、恐らく問
題が非常に多く起るのではないかと考
えておりますので、あとの條にこの問
題の出たときに十分論議し盡したい、
かように考へております。

○竹中七郎君 今に関連いたしました
同例たいのは、固定資産税であります
が、例えば生産品が売れない、そうい
うときにおいて、どうしても税金が納
められない、そのときにおきましても
税金を納めなければ延滞金とかいろ／
ろなものが徴される。こういうものに
対して一時的に家屋を抵当に自治体に
入れるというやうな便法はとれない
ものであるか。そういうときに市町村
長が認定すればいいか悪い。これは
現実的な問題であると思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) まあそうい
うような場合には、結局納税者の方
で金を借りて拂ひますか、或いは市町
村がそういうやうなものを市町村の公
用なり公共の用に供し得るやうなもの
でございまして、或いはそれを賣つ
とか、或いは更に売却する目的でそう
いうやうなものを賣つとかいふやうな
ことも考へられないことはございませ
んが、今の納期限の延長なり何なりの
原則から申しまして、そういう状態
にある人に対して特に納期限を延長す
る、或いは減免するといふやうな措置
が講ぜられ得るやうな状況にあるもの
でございまして、そういう途も一方
においてはあつたわけでございませ
ん。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑が
なければ第三款に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 三百七十
一條は督促でございまして、この關係
の第三款のところは従来の国税につ
きまして申上げましたのと全く同様の規定
のみでございまして、特に御説明を申
上げるところはないと存じておりま
す。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ござ
いせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

○政府委員(鈴木俊一君) 第四款は固
定資産の課税台帳でございまして、技
術的な規定が多いわけにございませ
んが、第三百八十條の固定資産課税台帳
の備え付けであります。これは市町村

長に對しまして固定資産の価額を明らかにするために、固定資産課税台帳を備え付ける義務を課しておるわけであり、固定資産課税台帳は定額のとこで申上げましたように、土地なり、家屋なりの課税台帳、それから又土地なり、家屋なりの補充の課税台帳、それから償却資産の課税台帳、これは三つあるわけであり、第二項にその外に更に固定資産の価額の把握を明らかにいたしますために、市町村條例の定めるところによりまして、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿、その他固定資産の評價に關して必要な資料を備えて、逐次これを整えなければならぬ、これは一挙になく、各種の資料を揃えるといふことは困難でございますが、逐次理想を遂げて固定資産の価額の把握が確實にできますようにしようといふ趣旨でございます。このそれらの帳簿等の内容につきましては、地方財政委員会等で逐次指導して参りたいと思ひます。

それから三百八十一條の固定資産課税台帳の登録事項でございますが、これは土地課税台帳となるべき土地台帳の複本に、土地の価格を記載をするわけでございます。そうして更にその使用者に固定資産税を課する場合におきましては、これはその使用者の住所及び氏名を登録するといふことであります。この第二項は土地台帳に登録されてない土地につきましては、即ち固有のものとかそういうようなものにつきましては、別に土地補充課税台帳を作つて、それにその所有者と使用者との名前と価格を書くようにするわけであり、三項、四項は家屋につきましての家屋台帳、家屋補充課税台帳の規定であります。殆んど同様であります。それから五項は償却資産についての償却資産課税台帳についての登録事項であります。それから六項といたしましては、市町村長がこれらの台帳を基礎にして課税をいたすわけでございますが、元の土地台帳なり、家屋台帳は、登記所で保管をいたしてありますから、市町村長と登記所との間に緊密なる連絡を取つて、相互の事実の訂正を誤らないように登録しておかなければなりませんので、その關係の規定であります。市町村長が登記所に対してその登録すべき、そのすべき登録又は登録されている事項の修正その他の措置をとることができるといふわけであり、それから三百八十二條の方は、逆に登記所の方から市町村長の方に対して登録事項の移動を通知する規定でございます。それから三百八十三條でございますが、これは固定資産税の申告であり、償却資産の所有者は財政委員会規則の定めるところによりまして、毎年の一月一日現在の所在、種類、数量その他の事項を償却資産の所在地の市町村長に一月の十日までに申告をするといふ規定でございます。向法人税法、所得税法の規定にありますが、償却資産の固定資産の所有者につきましては、更に減価償却すれば、或いは減価償却の計算の基礎となる帳簿価格を一月の十日までに、やはり固定資産の所在地の市町村に届出なければならぬ。それから三百八十四條であります

が、これは資産再評価法の規定によつて再評価を行つた者、行わなかつた者の固定資産の申告の方法であります。これは二十五年度の一月一日現在の固定資産につきまして再評価を行なつたものにつきまして再評価額、再評価差額、再評価税額、再評価額の限度額、見積額といふものを十月三十一日までに所在地の市町村長に提出をする。といふ規定であります。再評価を行わなかつたもので、再評価を行つたことができるものにつきましては、やはり固定資産の見積額、限度額これも十月三十一日までに市町村長に届出るといふわけであり、
○西郷吉之助君　そこら辺で切つて下さい。
○委員長(岡本愛祐君)　ではそこまで……
○西郷吉之助君　ちよつと三百八十三條で伺いますが、届出の期限を一月十日といふふうに正月を挟んで公共団体、地方官庁でも正月の休みがある、一月十日というのは僅かの期間しか實際ないといふことではないですか。一月十日といふのは無理じゃないですか。
○政府委員(奥野誠亮君)　償却資産がその頻繁に要するわけでもございませんで、我々の考え方としては一月十日まででございますので、できるなら前年中に作つてしまつてもいいじゃないかといふふうに考へておるわけであり、この時期は納期或いは価格の決定といふふうな問題の時期と非常に関連を持っております、これをその以後にいたしますと、四月の徴収に間に合わない時期になつてしまつて、而も各期日はやはりどうしてても

の年の費用を取りたいのでございまして、前年の費用は取りたくない。一月一日と言いますが、一月十日以後において申告金を納めなければならぬ。この時期が一月十日以後にいたしますのは償却決定課税台帳による縦覧、異議の申立て或いは納期といふことになつて参りますので、四月の徴収に間に合わないものであります。それで止むを得ず一月の十日までということにして頂きます。希望として前年中に作つて頂けばいいじゃないかといふふうに考へております。
○竹中七郎君　第三百八十四條の二項の問題でございますが、入る、の地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図その他のものが深山にございまして、これは大体今までにおきまして市町村におきまして、御指定なさいまして、全部殆んどできておつたのであります、今後は登記所の今の土地台帳なんかは登記所のものを一時借りて置いてそれから写してやるのが、その費用といふものは莫大なものであります、これはお見込みになつて大体渡されるようになっておる。こういう点についてお伺ひしたいと思ひます。
○政府委員(奥野誠亮君)　固定資産課税台帳は、従来から市町村にありますが、土地台帳の複本をそのまま使うわけであり、それから土地補充課税台帳も登録されておられませんが、土地の地租を課しておるものもあり、この、こういうものについては土地台帳に準じまして府県市町村において台帳を作つたわけであり、これは土地補充課税台帳になるのじゃないかと考へております。家屋台帳も、家屋補充台帳も

全く同じ條件になるわけであり、それから償却資産課税台帳は、これは耐用年数の關係もあるので、毎年どうして償却資産の所有者から申告をして貰わなければならぬ。そういう關係がありますから、申告書を市町村が作つて貰う、それを裏返して償却資産課税台帳にして参りたい、かように考へておるわけであり、それから後にござい、現に市町村におきましてあるところがあるのじゃないかと思つております、これを一つと精緻にして行かなければならぬと思つております。それから土地使用図のあるところは、むしろ稀であらうと思つておるものであります、そこには柑橋を栽培しておるとか、或いは茶園にしておるとか、いふ、うなことが、土地使用図を正確に成る程度把握して行くものと思つております。そういうふうな、これから作つて行く、それから土壤分類図、家屋見取図にいたしまして、やはりこれは全体的に必要なものではございせんが、地方々々によつていろいろ土地分類図、或いは家屋見取図を作つて行くべきものではないか。それから固定資産売買記録簿は今後における売買について記録を作つて行かなければならぬ、いづれにいたしまして、そういう關係におきまして、逐次整備するよう、地方財政委員会におきましても努めて参りたい、かように考へております。
○安井謙君　償却資産の概念なんです、これは固定資産の中の償却を認め

られておる資産という意味だろうと思
うのですが、家屋については、償却を
認めないという建前になつておるま
すか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは償却
は認めておるわけでございますが、こ
の固定資産の課税の分類といたしまし
ては、土地、家屋と、こういうふうな
分類をいたしておりますので、家屋は
償却資産に入るべきものでございま
すが、家屋の方に入れて別に記録し
ておるわけでございます。それから尚
事業用でない家屋もございますので、
全部家屋は家屋として別に記録して
おるわけでございます。

○安井謙君 事業用の家屋は勿論償却
を認められるわけですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りで
す。

○安井謙君 それから続いてあれです
が、今の償却資産の範囲が工具備品ま
でということになつておりますが、備
品という、何か基準があるのですか。
どうかするとこれは消耗品とすれ
ば、どこかそこへ行くと思つてです
か。

○政府委員(鈴木俊一君) 大体法人
税、所得税の概念に従つておりますが、
耐用年数一年以上のもの、それから備
品が千円以上のものというようなこ
ろで押えておるわけでございます。

○石川清一君 大きな会社が三年、或
いは四年の計画で償却資産を建設する
場合に、附加価値税は二年延期にな
りますが、附加価値税のときにはそうし
たものは全部落さなければならぬ、現
在の場合では固定資産を逐次納入しな
い限り……、この場合にどういふ形
で申告をし、どういふ形で評価をされ

すか。その点お伺いします。

○政府委員(鈴木俊一君) これは今御
説明申上げましたように、償却資産の
所有者が、それ〳〵三百八十三條で
ございまして、それによりまして、今の
書類とか資料なり……、耐用年数、見
積額その他を一月一日現在で申告を
しなければならぬわけでありまして、一
月一日現在においてそれを現実に持つ
ておらん限りは、その年は課税から
免れております。尚、そういうふうにし
て、新たな固定資産を取つがえまし
た場合に、まだ未稼働であるとかい
うような場合、或いは遊休であるとかい
うような場合におきましては、その備
品の評価につきましては、そういう点
が考慮せられることにならうと思つて
おります。

○石川清一君 考慮されるようになら
うということ、誰しも想像されるの
であります。それがどういふ形でそ
の会計の項目の中に置くことが徴税上
妥当かどうか、お伺いをいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 二十五年度
につきましては、すでに御説明を申
上げましたように、大体仮決定の方法
を採つておりました。限度額の百分の
七十というところを少くとも下つちや
いかん、まあ、そういう建前ございま
すが、併し今の遊休とか未稼働とい
うようなものにつきましては、その百
分の七十という点を更に下まわること
も手続の上では考へておるわけござ
いまして、そういうようなことにより
まして、実際動いてないものにつしま
しては、償却決定上、固定資産評価委員
会におきまして、或いはそれが争い
になりまして審査委員会に出た場合に
おきまして、その原則を適用される

ことにならうかと思ひます。

○石川清一君 稼働しないものは見な
いと、こうお聴きしてよろしいのです
か。例をとりますと基礎築除だけはで
きた、本年……、それは固定資産に見
るか見ないか……。

○政府委員(鈴木俊一君) 稼働しない
から実際取らないと、こういうわけに
は参りませんで、一月一日が賦課期日
でございまして、その日で抑える
わけでございますから、そのときに
おきまして稼働しておりませんでも、
その年内に稼働する場合もございま
す。でしようし、要するにそれらの事情を
考慮いたしまして評価が決定されるわ
けでございます。

○石川清一君 その場合仮拂いにして
おいた場合でも、固定資産と見るかど
うかお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) これはやは
りその固定資産の所有者がその会社で
ございまして、これは固定資産
税はやはりかかる建前になるわけ
でございます。

○石川清一君 それでは只今の解釈に
よりまして、なんでも課税の対象にな
るのだと……、お考への上になつて
おられるわけでありまして、

○政府委員(鈴木俊一君) 一月一日現
在ありますところの固定資産につしま
しては、その所有者に固定資産税を
かけるというのが建前でございます。
ただその建前につきましては、そ
れをその通り貫くのがいいか悪いかと
いうことで、調整の規定はそれ〳〵減
免なり、或いは今の評価の調整とい
うようなことがあるわけでありまして。

○委員長(岡本愛祐君) じや次に進み
ます。三百八十四條以下。

○政府委員(鈴木俊一君) 三百八十四
條は再評価の關係の申告でございま
して、再評価を行つたものは再評価の
額とか限度額、その他を出すわけであ
ります。再評価を行わないものにつ
きまして、やはり再評価の限度額な
り、見積額といふものを出すわけ
でございます。これは今年の特例でござ
いまして、十月三十一日までこれ
をいずれも出して貰うというわけ
であります。

それから三百八十五條でございま
すが、これは今の申告の關係の罪、三百
八十六條も同様でございます。

それから三百八十七條は、土地名寄
帳及び家屋名寄帳、従来もこういう方
式で名寄をいたして課税額を算出して
おるわけでございますが、そういうも
のをやはり備え付けるといふことで
ございまして。

それから三百八十八條……。
○委員長(岡本愛祐君) ちよつと待つ
て下さい、そこで……。

○西郷吉之助君 三百八十五條で
ありますが、虚偽の申告といふので
ありますが、虚偽の申告等があつて、知識の程
度によつては……、正確な申告とい
うことはむずかしいと思つて、
誤つて單なるミステークを申告した者
も結果においては虚偽の申告といふよ
うに認められないことはないと思つて
おりますが、そういうようなことをどう
いうふうにか考へておられるかお伺い
したい。更に三百八十六條の不申告に
關する過料がありますが、御承知の通
りこの法案は前国会以来審議して、前
の国会で廃案になつたに拘わらず、或
いはその關係の人で、すでに著書がな
い限りは法律上の根拠がないものと思

ひ、そういうことで非常に早まつて目
下審議中であるにも拘わらず、本が出
たりなんかしてゐることもあり、市町
村によつてはもう今日までいろいろ
のこいうふうな、そこに書いてある
ような申告を認めたりしたようなこ
ろがあると思ひますが、自治庁に私は
是非その点を注意して頂きたいと思
ひます。この法案が通つてから改めて
これは生きているのであつて、例えば家屋の
いろ／＼な調べを今までしておるもの
がございまして、申告といふことにつ
いてもう前にやつてしまつて、この法
案が通る前に、自分が調査の前にやつ
てしまふ。だからこの法案が通つても
改めてしまふといふふうな場合には、
これは法律の解釈からいふと、それは
妥協ではないと思ふ。法案が通つてか
ら改めてやはり調査をしなければ……
調査を前にやつてしまつたからして、
放つて置くとか不申告といつて過料が
来るといふふうになつて来ますから、そ
ういふ点を私は自治庁において嚴重に
注意して頂きたいと思ひます。それか
らさつきの三百八十五條のところと
その両方について政府委員の御答弁を
求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 三百八十五
條の虚偽の申告でございまして、これ
はやはり故意がありまして、或る
犯意のありますものを開するとい
ふことであります。それから今のこの法
律通過以前におきまして、いろ／＼申
告等を要求しておる……、
いまして、それは勿論どういふ根拠で
やつておられますか存じませんが、條
例等で特にそういうものを設けてお
れば別でございまして、そうでな
い限りは法律上の根拠がないものと思

います。で法律案が国会で成立いたしました後において、それらの規定は初めて動き出すわけでございますから、それに基づいての申告でなければ、勿論この法律上の効力がある申告ということにはならないと思ひます。

○西郷吉之助君 御質問というよりお願いして置きますが、三百八十五條の故意にやつた場合、こういうふうな点ですが、そういうふうにお考えになれば非常にいいのですけれども、さつき申上げたように、非常にむずかしい内容だから、そういう点と三百八十六條の今の点は是非親切に……、そういうふうにご政府にお願ひしたいと思ひます。

○委員長(岡本榮祐君) 外に御質問はございませんか。それでは第五款に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 「固定資産の評価及び価格の決定」でございますが、三百八十八條の「固定資産税に係る地方財政委員会の任務」これは即ち市町村が備付けることを要求いたしております資料につきましては標準様式を定めて、市町村長に地方財政委員会が示すというものであります。

尚地方財政委員会は、固定資産の評価に關して市町村長に對して技術的援助をしなければならぬ。その内容としては第一に評価の手引、その他の資料を作成して、そして市町村の固定資産評価員にこれを參考として配付する。それから固定資産の評価の基準を示し、又評価の実施の方法及び手続を示す。又評価することが市町村の固定資産評価員などにとつて非常に困難であるといふものにつきましては、その評価につきまして、特に助言の要求があれば助言を與える。こういうふうな

ことを地方財政委員会の評価に對する任務として規定いたしたわけでござい

それから三百八十九條も評価に關する地方財政委員会の権限でございますが、地方財政委員会は「毎年一月一日現在における評価による評価を行つた後当該固定資産が所在するものとされた市町村及びその価格を決定し、決定した価格を当該市町村に配分し、毎年二月四日までに当該市町村の長に通知しなければならぬ。」前條は一般的な評価についての任務でございますが、これはここに一号二号とございすように、特殊な固定資産につきまして、地方財政委員会が直接に評価するという場合の規定でございます。第一は「地方財政委員会が定める船舶、車両その他の移動性資産」或いは鉄

機械のような「可動性資産」で二以上の市町村にわたつて使用されるものうち地方財政委員会が指定するもの、それから「鉄道若しくは軌道又は発電、送電若しくは配電用施設その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産でその全体を一つの固定資産として評価しなければならぬ」になつたので

は「適正な評価がでないと認められるもの」のうち地方財政委員会が指定するもの、この二種類のものを「固定資産」として、地方財政委員会が一月一日現在の市町村の固定資産をみずから直接にやります。それを固定資産が所在するものとされる市町村、どの程度にこの固定資産が所在するかということを決定し、更にその市町村に對して配分いたすべき価格の決定をして、これを二月五日までに通知するわけでございす。で、こういう方法によりまして、価

格配分の通知を受けた市町村長は、これを償却資産の課税台帳に登録するわけでありす。

それから市町村長がその価格配分が自分の市町村にとつて非常に不利益と認める状況におきましては、市町村は地方財政委員会にその価格の配分の調整を求めるといふことを認めて救済の途を考へる。

それからこの地方財政委員会が、市町村の固定資産の評価が地方財政委員会から示した評価基準と著しく異なるという場合におきましても、地方財政委員会に對して評価の調整を申しま

すか、固定資産の差額の調整の権限を與えてあるのであります。これは一般的な問題でございまして、その特に第一に掲げました額だけでなく、市町村のすべての固定資産についての規定でございす。

それから三百九十條でございすのが、これは今年度及び来年度の「仮りに算定する固定資産税に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に關する特例」でございまして、この期間が、原則通り二月五日までにやるといふことは困難でございす。で、これを今年の十二月十日までに、二十五年度分の償却資産については地方財政委員会から価格を配分する、その通知をするわけでありす。来年度におきましては、来年度の二月二十八日までには通知をするといふことでございす。これはいづれも仮の価格の通知でございまして、来年度の九月三十日に正式に価格が定められることになるわけでありす。

それから三百九十一條でございすのが、これは今のような二市町村以上に

跨つてありますところの償却資産でなく、大規模の固定資産の配分でありす。大規模の工場を有する事業が市町村の区域内にあるために、近隣の他の市町村の公共費の支出に直接且つ重要な影響を與える場合、例えば非常に大きな工場がございまして、そこに勤める勤労者が、近隣の市町村に住宅を持つてゐる。従つて近隣の市町村にいたしましては、住宅につきましては、ろいろな警察なり、消防上なりの経費を負担しなければならぬといふような、公共費の支出に非常に直接、且つ重要な影響を與えるといふ場合、もう

一つは「大規模の発電施設その他の公共的施設がその所在する市町村を含む近隣の地域の経済と直接且つ重要な関連を有する場合」例えばダムでございすとか、発電施設でございすとか、その河川の上流の市町村の経済と非常に直接的な且つ重要な関連を有するといふようなものであります。そういうものに對しましては、やはり価格を決定をいたしました。これを当該事業から影響を受けた、或いは関連を有する市町村に配分するわけでありす。必ずしもこの場合は固定資産がその市町村にございせんども、それによつて影響を受ける、或いは関連を有する市町村に配分することができるといふことであります。その配分に關する額も来年度二月五日までに通知をする。それから向この価額につきまして不服であります場合には、配分の調整ができるというのは前の場合と同様であります。

○委員長(岡本榮祐君) 以上につきまして御質問がございましたら……。

○石川清一君 それでは具体的な例で

申上げた方がよろしいと思ひます。が、この三百九十一條に該当する点が非常に強いと思ひますが、室蘭市に日鉄の大きな工場がありまして、その住宅が隣村の幌別村に相当山ある、このような場合にこの決定が地方財政委員会の規則によつて決まられて、評価の価額の決定その他配分についてその市町村の、或いは地方の独自の自主性といふものが失われる傾向が非常に強いのではないか、この点についてどの程度までそうした市町村の自主性といふものを財政支出と噛み合して認めるか、この点についてお伺ひいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この大きな固定資産がございまして市町村の経費といふものは、これは平衡交付金關係におきましては、基準の財政需要額としてこれを一定の基準で測定をして行くわけでありす。それに対応する基準の財政収入額をいたしましては、これ又各法定税目の標準税率に對する七〇%といふものを見まして、それで弾き出して行くわけでございす。で、さういふふうには大体各市町村において取れ

ます法定税目で標準税率ぐらゐに見て行きます。尚非常に基準財政の需要を上回るというような場合におきましては、さういふ部分が大他他の關係のある、これによつて影響を受け、或いは関連のある市町村に配分して行くといふようなことになるだらうと思ひます。

○石川清一君 その場合に先程も質問を申しましたように、甲の市町村においては一〇〇%の大他償却資産の価額を見積つて課税もその通り進める、ところが乙の市においては或る程度財政的

に裕福で、それを或る程度軽く見ておるといふような場合に、それ／＼村議会においてその決議があり、それ／＼の市町村において決議を見て、両議会がその償却資産を巡つて対立的な空気を生じた場合にどういふ形で処理されるかお尋ねをいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は只今御説明申し上げました第三百八十九條の五項に、地方財政委員会が示した評価の基準と著しく違ふ、そして非常な調子が揃つていないという場合におきましては、価格について必要な調整を加えることができるということ、地方財政委員会といたしましては、そういうような不均衡を調整する権限は與えられておるわけでありま

す。

○石川清一君 その場合に三つの対立した意見……四つになるかと思ひます。それは一つの会社の評価する意見、更に二つ或いは三つの町村の意見、更に地方財政委員会というふうなもの、こういうふうなものについてはむしろ相当予想されるので、この地方税法のうち或る程度の明確な線を引いておくことが自治体の自主性を高めるためにいいのではないかと考えますが、この点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 今のお話は結局その三つなり、四つなりの市町村にまたがつておる償却資産の場合でございますね。

○石川清一君 二つ以上の……。

○政府委員(鈴木俊一君) その場合におきましては、地方財政委員会規則で指定をいたします償却資産に該当いたしますならば、地方財政委員会がそれ

ぞれ価額を配分いたします。ですからこの場合におきましては、四つなり三つなりの関係市町村間におきましては、額の不均衡にはならないと思ひます。地方財政委員会がこの場合は一方的に決めるわけでございます。若し二つ以上の市町村に亘つて存在をいたします償却資産で、地方財政委員会が指定をするものに該当しないものでありますという、これはそれ／＼関係の市町村が、自分の市町村のうちにある償却資産について、その償却資産に對して課税権をもちますから、これは協議によつて決める、協議が整わな

い場合には、その本則によつて課税権の分割という問題になつて来るわけでございます。

○石川清一君 その場合にやはり一方の町村において公共事業、或いは教育に費つて大きな影響を持つておる、一方の町村においてはそれをしないような場合にも、依然として地方財政委員会の方にそれ／＼調停と申しますか、指示を仰ぐようにしなければなら

ないのかどうかお伺ひいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この八條から申しますと、関係の今の市町村長の間において協議が整わない、従つて意見を異にするという場合におきましては、市町村税でございますから、道府県知事にその決定を求め申出をするわけでございます。道府県知事は、その申出を受けた日から六十日以内にこれに決定をする。若しその決定に對しても尚不服がある場合におきましては、その決定の通知を受けた日から三十日以内に地方財政委員会に訴願する。地方財政委員会がこれを裁決する

わけでございます。若しこの地方財政委員会の訴願の裁決に對しても不服があるという場合におきましては、これは裁判所に訴つて仰ぐということになるわけでございます。

○鈴木直人君 第三百九十一條の問題であります。この第一項によりまして、大きな工場を持つておる市町村がある。その附近に村があつて、そこに従業員その他の住宅が非常にあつて、そうしてそれがために非常に経費を支出するという場合には、これによりまして、積極的にそれを調査をして、そうして関係市町村のいづゆる意向を聞くことなくして、大きい市にあるところの大工場の資産を分割して、そうしてそれを関係市町村に通知する。そうするとその市町村においては自分の村のうちにはない他の市のうちにある、こういう固定資産であるけれども、自分の村のうちにあるものとして課税をする、こういうふうになつておるよう

ですが、その通りでよろしうござい

ますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の地方財政委員会が三百九十一條に該当いたしますような固定資産につきまして、一方的に価額を決めて配分をするという事は適當でないかという御意見……。

○鈴木直人君 その規則の定めるところによつてというのですが、規則はどういうふうになつておるか……。

○政府委員(鈴木俊一君) この規則につきましては、今地方財政委員会におきまして、立案中でございますが、この固定資産の評価につきましては、中央においては地方財政委員会、各府

県におきましては府県知事が評価につきまして、市町村を指導するような任務を與えられておるわけでございます。財政委員会におきまして今のどういふ規模の固定資産を、三百九十八條の規定の適用によつて価額を配分する

かという場合におきましてはやはり各府県知事の意見を事前に徴して、そういうふうなものを基礎にいたしまして、三百九十一條の規定を發動するといふ恰好になるように運用いたしたいと考えております。

○鈴木直人君 そうしますと、地方財政委員会としましては自発的にやらな

い、先ず府県知事の意向を参酌するといふことになりまして、府県知事におきましては、今度は積極的に調査するのでしようが、或いは関係市町村からの申請等を取つてそれに基づいてやるようになるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この三百九十一條の場合におきましては、大体單一の市町村の中に大規模の工場があるという場合が一番多いわけでございます。従ひまして、その大きな工場がありまして、市町村といたしましては、その価格を他の近隣の市町村に配分されるという事は不利な感じがいたしますから、これは余り望まないと思ひますが、そこで大体知事といたしましては、一方この附加価値税とか、或いは事業税の關係におきまして、課税の客体というものは大体見当がついておるから、知事としては大体どういふものを配分したらよろしいかという、大凡その見当はつくものと、かように考えております。

○鈴木直人君 実は先般、これは石川君のあれかも知れませんが、北海道を調査いたしましたのでありますが、その際に室蘭に参つたのでありますが、室蘭には日本製鐵所、或いは日本製鐵所が、大きいのがあつたわけでありまして、そうしてその製鐵所の従業員住宅その他の施設が、室蘭市外の幌村という村に所在しているわけですから、それがために幌村は、その村の調査によりまして、千八百方程度の村の支出を行なつてゐる。ところがその工場があるために、従業員住宅、或いは道路、或いは学校、或いは衛生、土木全体を通じて約半分、六百万程度の収入は、固定資産税とか、住民税とか、その他の収入はありますけれども、その半分というものは結局他の住民税によつてそれを負担しなければならな

いという実情を調査して来たのであります。そういう際には、その当該町村からの強い陳情があつたのであります。又この国会にも来ておると思ひますが、そういう際には、やはり北海道知事が積極的にそれを調査して、そうして室蘭市内にあるところの日本製鐵所の価格を、室蘭市に對しては幾ら、或いは幌村に對しては幾ら、こういうふうに分けるといふのは、北海道知事がやる、こういうことになりまして、地方財政委員会においてやる、こういうことになるのでしようか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は、法律上の権限といたしましては、地方財政委員会が価格を配分するわけでございます。北海道知事の意見は、事前の段階といたしまして、参考のために聞くことになると思ひます。又地方財政委員会におきましては、終局的な決定をいたしますような場合におきまして、参考人の出頭を求めるというよ

うに

うな形で、今の関係の人たちの意見を聞くというふうな場合もあると思ひますが、そういうふうなことによつて、最終的にはできるだけ客観的な、公正な形で価格の配分が行われるようにしたいと思ひておられます。

○鈴木直人君 調査した事項について報告がたゞ中上げたのですが、そういう点に対しては、特に全国にいろいろあると思ひますが、慎重に御処置をお願いしたい、こう考えます。

○石川清一君 先程も特に北海道の例を取つてお尋ねをしておいたのですが、今鈴木さんから御説明のあつた案と、幌別村でござりますが、この事情は非常に複雑な事情がありまして、幌別村は二にも三にも案の案の所について一切を委任してあるというふうな町村であります。室蘭市が非常に強く出た場合に、いろいろ関係で室蘭市に從わなければならぬ。逆に申しますと、幌別村の文化的な面における自主性が失われ易い状況にある町村なのであります。従つて、この町村の経営というものは、平衡交付金で只今申しましたような点が十分認められればよいけれども、そうでなかつた場合は、主としてこの固定資産税の配分に仰がなければならぬ。この点について、知事のいろいろ意見というふうなもの、時間的なずれによつて、この町村が財政的な収入の面に大きな苦勞をするというところが、今から予想されるわけでありまして、この点についてできる限り地方財政委員会の意向といふよりも、自治庁がむしろ積極的にこの解決の中に乗り出すことが非常に強く要望されるというふうな状況にあることを一つ御承知願ひたい。その点について、貧弱な町村の財政的な自主性を守つて行く、又一方的に大きな企業会社の資産査定意見に支配されないというところが自治体の本質でなければならぬので、これは資産税の場合も同じようなことが言われますので、特にお願いというよりも、強くこういふような点に御研究をされて、過ちのない規則並びに町村の條例の設定にまでお力を願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございせんか……。それでは次に移りまして、三百九十二條から……。

○政府委員(鈴木俊一君) 三百九十二條は、今の三百八十九條と三百九十條の地方財政委員会が、価格を配分いたしましたる場合の期限につきまして、来る年の九月三十日まで、市町村では二十五年度分の償却資産の価格の決定、それから二十六年度分の土地、家屋及び償却資産の価格の決定をしなければならぬと、そのときまでに価格を通知するように規定をしておるわけでありまして、

それから三百九十三條は、地方財政委員会が今申上げました二つの條文によりまして価格を決定した場合におきましては、これを遅滞なく、市町村の側だけでなく、所有者の方にも通知をするという規定でございます。

それから三百九十四條は、地方財政委員会によつて評価される固定資産及び資産再評価法の規定によつて再評価を行い、又は行うことができる固定資産の申告に係る規定であります。これは毎年一月一日現在におきまして地方財政委員会が評価をいたしまする固定資産につきましては、納税義務者の方から地方財政委員会に對しまして一定の申告をしますと、それを一月十日までに申告をして貰うと、それによつて地方財政委員会が評価をすることになるわけでありまして、尚、昭和二十五年年度につきましては、十月三十一日までに申告をして貰うというものであります。これは十二月と二月に償却資産の關係の税を取りますので、十月三十一日までに申告をして貰うわけでありまして、それから第三項につきましては、再評価を行なつたものにつきまして、同様地方財政委員会に對しまして再評価額なり限度額なりを出して貰う。それから再評価を行うことができるもので行わないものでもありますが、そういうものにつきまして、これは再評価の限度額なり、見積額額というふうなもの、地方財政委員会に、これも十月三十一日までに出して貰う。こういうことによりまして、地方財政委員会がみずから評価を行い、今年度におきましては仮決定をするわけでありまして、それから三百九十五條でございます。それから今の申告の義務違反の罪でありますが、これは今の申告の義務違反の罪であります。

それから三百九十六條、三百九十七條までは大體従来の規定と同文でございまして、

○委員長(岡本愛祐君) 三百九十七條まで御質問ございせんか……。別に御質問がなければ次に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 三百九十八條は地方財政委員会が価格の決定をいたし、又配分をいたしましたそのことに基づきまして異議があらまする場合の救済の規定でございまして、これも大體従来の規定でございまして、同様の趣旨の規定であります。

三百九十九條は異議の申立てに對して決定をした場合の通知であります。四百條は決定をいたしました場合においては、固定資産の課税台帳にそれぞれ決定をした額を登録しなければならぬという規定であります。

四百一條は、以下は道府県知事の固定資産の評価に関する任務であります。ここにございまして、固定資産評価委員の研修を行う。又は地方財政委員会が作成した資料の使用方法について指導する。又地方財政委員会が示した評価の基準、方法及び手続について指導する。四は市町村の固定資産評価員が評価することが著しく困難である固定資産の評価について市町村長から助言を求められた場合において助言を與える。要するに地方財政委員会に對して、一種の補助機關的な役割をもちますと同時に、道府県知事といたしましても助言を與えますとか、固定資産評価員の研修を行うという一つの独自の任務を要求いたしておるのであります。

それから四百二條でございまして、これは地方財政委員会なり、道府県知事が固定資産の評価についていろいろ指導を行なつたり助言を與えたりするわけでございますが、それは決して市町村の徴税吏員又は評価員に對して指揮をする権限を與えたものではない、自治の精神をやはり尊重すべしという精神的な規定をここに盛り込んであるわけでありまして、

四百三條は固定資産の評価に関する事務に従事する職員の仕事の規定でございまして、第一項は市町村長は独自の判断と責任を以て価格を決定しなければならぬ。又第二項は固定資産の評価員その他の評価事務に従事する市町村の職員は、地方の財政委員会及び知事の助言によつて、且つ納税者と共にする調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて公正な評価するように努めなければならないと特に規定をいたした次第であります。四百四條は市町村長の下におきまして、固定資産の評価について責任を持つてこれに当子があります。固定資産評価員は納税者で補助機關でありまして、自分が決定するわけではない、市長村長の補助機關であります。尚固定資産評価員というものは、相当重要な仕事を担当するものであります。尚市町村の他の役附きの職員と同じような選任の方法にいたしまして、議会の同意を得て市町村長が選任をする。こういうことによりまして、市町村が必要とする固定資産の評価員について、専門的な知識経験を保持しております者を選ぶというところは、わづかしの市町村の場合が相当あるだろうと考へられますので、二以上の市町村の長が同じ人を固定資産評価員に選ぶことに便法を認めたくてございまして、そういうふうにするによりまして、よりよい人が得られまうと同時に、關係の市町村間における固定資産の評価がそれだけ均衡を保ち得るといふ結果が得られるわけでありまして、適當な優れた人が、こういうふうな恰好で二以上の市町村の固定資産評価員になることが望ましいことでもあると思ひますのであります。ただ能力の限界がございまして、余りに多く兼ねるわけにも参りませんが、そういうふうな考え方があります。それから四項は、これは念のために市町村の財務に

町村の職員は、地方の財政委員会及び知事の助言によつて、且つ納税者と共にする調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて公正な評価するように努めなければならないと特に規定をいたした次第であります。四百四條は市町村長の下におきまして、固定資産の評価について責任を持つてこれに当子があります。固定資産評価員は納税者で補助機關でありまして、自分が決定するわけではない、市長村長の補助機關であります。尚固定資産評価員というものは、相当重要な仕事を担当するものであります。尚市町村の他の役附きの職員と同じような選任の方法にいたしまして、議会の同意を得て市町村長が選任をする。こういうことによりまして、市町村が必要とする固定資産の評価員について、専門的な知識経験を保持しております者を選ぶというところは、わづかしの市町村の場合が相当あるだろうと考へられますので、二以上の市町村の長が同じ人を固定資産評価員に選ぶことに便法を認めたくてございまして、そういうふうにするによりまして、よりよい人が得られまうと同時に、關係の市町村間における固定資産の評価がそれだけ均衡を保ち得るといふ結果が得られるわけでありまして、適當な優れた人が、こういうふうな恰好で二以上の市町村の固定資産評価員になることが望ましいことでもあると思ひますのであります。ただ能力の限界がございまして、余りに多く兼ねるわけにも参りませんが、そういうふうな考え方があります。それから四項は、これは念のために市町村の財務に

関する事務に従事する職員でございまして、固定資産の評価員になつてもよろしいという地方自治法の兼職の禁止の規定に関する特例的な規定でございします。

○委員長(岡本愛祐君) 四百三條まで、そこまで一応……。

○西郷吉之助君 四百三條について、この文句ですが、市町村長は独自の判断と責任をもつてと書いてあります。が、その意味は、外部の利害関係のない、利害関係者から偏見されないような公正なる判断と、責任をもつてということであるか。市町村長に独自の判断をもつてというところはおかしいです。むしろそれは公正なる判断と責任をもつてなら分るけれども、市町村が独自の判断をもつてというのはおかしい。

○政府委員(鈴木俊一君) その点御尤もでございまして、独自と特に申しました理由は、御指摘のように他からの利害関係者等の影響によつて動かされないでという気持をやや強く表すつもりでおつたわけでございします。

○西郷吉之助君 それならば今私が言うように公正なる判断じゃないですか。独自というのはどうも……。

○政府委員(鈴木俊一君) 公正などというの結果においては、お説の通りでございします。他から動かされない、利益を以て動かされないという気持を成るべく強く出そうというところで、実は独自という言葉を用了た次第でございします。

○西郷吉之助君 その意味は分るのですけれども、独自という、何か市町村長がただ独自の見解だと、がりく……の人が自分の誤まつた判断で独自の見

解を下すと、非常に却て偏見を増すので迷惑する。公正なる判断ならいいですがね。

○石川清一君 この中にも私は非常に強い中央の官僚主義が含まれていると思う。悪い解釈をしますと、安い固定資産の価格を決定して、平衡交付金を多くくれといつてもやれないぞというふうな解釈も成り立つ。これも一貫的に流れているのは全部そういうふうに見られ易いので、これなんかそういうふうな含みを持つておるのではないかと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 決してそういうふうな含みを持つて書いた次第でございしませんので、第二項にございしますように、固定資産の評価に従事する職員、これは固定資産評価員、或いはその補助員等を指すわけでございしますが、ここには今西郷さんの仰せになりましたように、「公正な評価をするように努めなければならぬ」ということを規定してございまして、市町村長の下におきまして、固定資産の評価員が、公正な評価をいたすわけでありまして、市町村長といたしましては、それを大體基礎にいたしまして、多くの場合においてはこれをそのまま決めるという場合が多いだろうと思ひるのであります。そういうふうな際におきまして、他からの何といひますか、利益を以てするやうな影響はできるだけ排除をして、そういうものを基礎にしてやらなければならぬという気持を書き表したのが第四百三條の第一項でございします。

○西郷吉之助君 この点は字句の問題ですから解釈を誤まらなければいいですが、何も今回に限つてそういうことを改めて言ひませんが、適当な機会

に、独自という文句は誤られ易いので、悪い解釈では、今いろ／＼いわれたやうな、これらのことの、誤れる判断を下すという虞れがあるものですか。公正なる判断ということが一番私は誤りないと思ひます。普通用いられる言葉です。適当な機会にそういうふうな改めた方がベターだと思ひます。

○専門員(野澤高次郎君) 三百九十八條に「地方財政委員会に対して異議の申立をすることが出来る。」と規定してあります。配分が異議のある固定資産の所有者だけが異議の申立をすることが出来る。ところが所有者がやなく、村というものがあつた場合には、これはその不服に対して異議を申立てることが出来ますか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は前に御説明申し上げましたこの三百八十九條の第四項でございしますが、配分が著しく当該市町村に不利であるという場合には、地方財政委員会に対して配分の調整を申出ることが出来る。又三百九十一條におきまして、第四項に同様の趣旨の規定を置いておるわけでありまして、これによつて財政委員会としては、更に審査をしなければならぬことになるわけでありまして、

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございせんか……。

○政府委員(鈴木俊一君) 四百五條は固定資産の評価補助員でございします。これは固定資産評価員を補助いたしまして評価の事務を行うものであります。それから四百六條は、固定資産評価員の兼職禁止に関する規定でありまして、職務柄でございする公正な立場のものをを選び、且つ兼職禁止をまあ考

えまして公正に評価の行われるようにいたしたいという趣旨からのこれは規定でございします。第二項の諸員の関係も同様であります。四百七條の固定資産評価員の欠格事項でございしますが、これも職務の重要性に鑑みまして特にこのやうな規定を置いておる次第であります。

四百八條の固定資産の評価でございしますが、これは毎年少くとも一回実地調査をしてやらなければならぬといふことを特に一項に譲つておる次第であります。そうしてその実地調査の結果に基づきまして、一月一日現在の評価によつて固定資産の評価をし、そうしてそれを基にいたしまして評価調書を作成して、それを市町村長に提出するといふことであります。尚この毎年一回実地調査をするといふことは、二十五年におきましては、これを絶対の要件といたしましては困難でございします。と共、土地など家屋につきましましては、賃貸価格の九百倍といふことになつておりますので、これは非常に簡単にできます。又償却資産につきましても簡便な方法を考へておりますので、この規定は本年度は適用しないといふことにいたしましたわけでありまして、この四百十條の固定資産の価格の決定でございしますが、これは一月一日現在におきまして市町村長が固定資産評価員から評価調書を受取りまして、そうして二月五日までに決定することにいたしております。これは四月の納期には間に合いますように、こゝういう手続を、段取りをつけておる次第であります。

それから四百十一條は、本年度と来

年度の固定資産税を課する償却資産の価格の決定の特例に関する規定でございしますが、今二月五日までに価格を決定するといふことを申し上げましたが、二十五年及び六年度につきましては、共にこれを来年度の九月三十日といふやうにいたしております。二十五年分も、来年度分も共に来年度の九月三十日までには価格を決定するわけでありまして、この点はすでに再三申し上げたところであります。

それから第二項でございしますが、この点は今回改訂した主要な点でございまして、二十五年分、又は二十六年分の償却資産に対して課する固定資産の課税標準とし、地方財政委員会、又は市町村長が仮に決定する価格は左の各号に掲げる額のうちにずれの額を下ることもできない。即ち第一はいわゆる帳簿価額でございします。第二は再評価を行つたものにつきましての再評価額、第三は再評価を行われないものにつきまして納税義務者がすでに御説明申し上げました手続によつて申告をする見積額、このいずれかのものを大體抑えまして、今年度は仮に価額を決定するわけでございしますが、その価額が第四号にございしますように、再評価の限度額の百分の七十を下つてはならない。一号、二号、三号の額が百分の七十を超えております場合には、大體それを超えておる場合といたしてあります。

それから第三項でございしますが、今の遊休資産でございしますとか、未稼働の資産等でございしまして、百分の七十といふところで仮決定をいたしますことが、如何にも酷であるといふ場合の緩和の措置が第三項にあるわけでござ

いまして、

年度の固定資産税を課する償却資産の価格の決定の特例に関する規定でございしますが、今二月五日までに価格を決定するといふことを申し上げましたが、二十五年及び六年度につきましては、共にこれを来年度の九月三十日といふやうにいたしております。二十五年分も、来年度分も共に来年度の九月三十日までには価格を決定するわけでありまして、この点はすでに再三申し上げたところであります。

それから第二項でございしますが、この点は今回改訂した主要な点でございまして、二十五年分、又は二十六年分の償却資産に対して課する固定資産の課税標準とし、地方財政委員会、又は市町村長が仮に決定する価格は左の各号に掲げる額のうちにずれの額を下ることもできない。即ち第一はいわゆる帳簿価額でございします。第二は再評価を行つたものにつきましての再評価額、第三は再評価を行われないものにつきまして納税義務者がすでに御説明申し上げました手続によつて申告をする見積額、このいずれかのものを大體抑えまして、今年度は仮に価額を決定するわけでございしますが、その価額が第四号にございしますように、再評価の限度額の百分の七十を下つてはならない。一号、二号、三号の額が百分の七十を超えております場合には、大體それを超えておる場合といたしてあります。

それから第三項でございしますが、今の遊休資産でございしますとか、未稼働の資産等でございしまして、百分の七十といふところで仮決定をいたしますことが、如何にも酷であるといふ場合の緩和の措置が第三項にあるわけでござ

いまして、

いまして、

ざいます。前項の場合において、償却資産の価格が明らかに、且つ、著しく同項第四号の額を下ると認められるときは、地方財政委員会規則の定めるところによつて、地方財政委員会が価格を決定すべき償却資産にあつては、同委員会が当該償却資産に対して課する固定資産税の納税義務者が、その事実を明示する充分な証拠を添えて提出する申請書に基づいて、同項同号の額を減ずることが出来る。それから市町村長が価格を決定するものにあつては、市町村長が当該市町村の議会の議決を経て、又は同議会の議決を経た後地方財政委員会の許可を得て、当該償却資産の価格を標準として同項同号の額を減ずることが出来る。市町村長が価格を決定します場合には、市町村長は、大体限度額が一千万円以上のような、一千万円を超えるようなものにつきましては、事柄が重大でございまして、あまりアンバランスになつてはいけませんから、議会の議決を経た後、更に地方財政委員会の許可を経、百分の七十を更に減じて百分の六十五か、六十で仮決定をするということを認めようというわけでございまして、一千万円を超えないような、それ以下の償却資産につきましては、地方財政委員会の許可を必要としないで、市町村議会の議決だけで、百分の七十の額を更に減ずることを認めようというわけでございまして。

四百四十四條の質問をしたいのですが……。

○委員長(岡本愛祐君) どうぞ。

○鈴木直人君 固定資産の評価員というもののについては、実はこの前も、農地委員或いは前の所得税調査委員のようにならぬ民間の、市町村に住んでおられる方々から選ばれて、そうしてその方々が民主的に公平にその人達の調査に基づいて決定をして、いろ／＼決めて、そうして市町村長の資料にするといひますが、判断の資料にするといひようなものであらうと、実は考えておつたのでありますが、これはそうでないといふことが、この前はつきりしたのです。この間の公聴会の人の意見を聴きますと、やはり同じように、この評価員といふものは一人のものではなくして、数名の、やはり村民から選ばれたものであるようにならうに解釈しておられたように思つておるのですが、この点については、私はやはり一人の人よりも、数名の農地委員のような形のような見解を持つてゐるのですが、これについての御意見を聞きたいのが、一つ、それから第二はこの評価員がこの法文の通りであるといふことが、この点においては、これは市町村の職員といふことになるのだらうと思ふのです。政府の説明では、大体収入程度の人、或いは助役程度の待遇を與えた一人の人を選任するのだといふ話でありましたが、そうなりますと、これは地方自治法において規定するべき性質のものであるようにも考えられるわけでありまして、勿論これは地方税の税制の徴税機関としての関係のみを掌るわけでありまして、ここに規定することは当然だと思ひますけれども、従つて又

選任或いは資格等におきましても、この中に規定されてあるわけでありまして、地方自治法においてはこの評価員といふものを、どういふような市町村の機関におけるものとして取扱われようとしておるのか、実は勉強しておりませんが、地方自治法改正されておる点か何かあるのですか、それをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 固定資産の評価員につきましては、独断制でなく、数人の共同による評価を行うための複數制をとつたらどうかという御意見は、確かに拜聴に値いたしますが、御意見とおきまして、ただこれはアメリカ等におきまして、アセツサーと申しますか、一度収入役等と同じような形の一つの責任を持つた機関として評価員を置いておりました、その者に評価を全責任を持つてやらせるといふ恰好になつてゐるわけでございまして、そういうような制度と同じような建前にいたしましたわけでございまして、合議制でやる長所といたしましては、できるだけの納税の行くやうなという長所があるやうかと存じます、半面又事柄が非常に遅れるというやうな欠点もあるわけでありまして、合議制の長所は後から御説明を申し上げます固定資産評価審査委員会というやうな方面におきまして、これを活かしてゐるやうな次第でございまして、向地方自治法上固定資産評価員をどういふやうに考えてゐるかといふことでございまして、お説の通り、収入役等の財政関係の職員について、地方自治法中に規定をいたしてゐるわけでございまして、これを地方自治法中に規定をしても勿論差支へはないわけでございまして、併

し税の中の面も固定資産というやうな特殊な仕事だけを担任する職員でございまして、やはりこれは税法中に規定をいたした方が適當であらうといふ見解です。ここに規定をいたした次第でございまして、地方自治法上は従いまして特別な変更を加えておりませんが、先程もつと申上げましたやうに、この第四項で「固定資産評価員は、当該市町村の他の財務に關する事務に従事する職員を兼ねることが出来る。」といふこと、これは地方自治法の中に有給の職員が他の職を兼ねられないといふ一般の兼職禁止の規定がございまして、それを排除する規定でございまして、そういうやうな意味でございまして、地方自治法に對する特例に相成つてゐるわけでございまして、固定資産評価員の評価員といふ名前が少し収入役とかいふのと違ひますが、大体の基準といたしましては収入役といふやうなところ、その辺に相當するやうな地位ではないかと、かように考えます。

○石川清一君 第四百四十一條の第三項かと思ひましたが、償却資産の一千万円というやうな数字が、それが、それ以上は地方財政委員会の許可を受ける、こゝういふやうに承りました、償却資産一千万円以上の会社、企業体は一体どのくらい全国であるか、お尋ねをいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 大体一千万で申しましたのは、目下地方財政委員会なり、自治庁等におきまして研究中の方向を申上げたわけでございまして、非常に数が多いといふことになりまして、事務処理上非常に困難に當つてゐるわけでございまして、又余りに額の大きなものを自由にすることになり

になりますと、非常に市町村間の均衡を失ふことになりまして、両者の要求を融合せましたところで大体一千万円くらいのところではないかといふやうに考えたわけでございまして、具体的にそれがどれだけあるか、只今の確な数を申上げることが困難な次第でございまして。

○石川清一君 一番重大な問題をいつもおろそかにしてゐると思ふ。この決定がいよいよ五百二十億を支配する重大なポイントになると思ふ。それを今まではつきりしないといふ目で見えておつては、到底市町村が償却資産の決定に積極的にかかれない。動くとしても独自の見解で動かすように持つて行くことになる。もう少し腹を割つて、一体五百二十億よりもつと取れるのかどうか。前議会の答弁を見ますと、一千三百億の額をだ。それを逆算をいたしますと、今八百億くらい固定資産を認めたいのだといふことになる。後残つておるのは来年に廻すのか、今いよいよ減にして置いて来年の四月前後になりまして、会計年度の切れる頃に浪山取つて繰越になるか、その政府の肚が本当に分らないのです、この点がやはり前に戻りまして五百二十億、一・六といふところ、この決定的なものはやはりお腹ができておると思ふので、その点をお伺ひ申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 一体どのくらいあるかといふことでございまして、まあ個々の市町村の問題として考えてみましても、一千万円といふやうなところでは抑えますと、都市は別といたしまして、一般の町村におきましてはそうないのではないかと、更にそれ

第三部 地方行政委員会會議録第十一号 昭和二十五年七月二十七日【參議院】

二二三

につきまして百分の七十という基準を下回つて、これを緩和して考えなきやならないというような事態の起りますものは、又非常に少ないのではないかと、このように考へております。例外的な措置というふうに考へておりますが、今の償却資産につきまして今年度八〇％だけ算出税額の中から取るのだ、こういう数字を出しておるわけでございますが、これは政府といたしましてはあらゆる資料を査えて最大の努力をいたしまして考へました数字でございます。八〇％は今年度において取ることが可能であらうというところは、従来の実績その他から考へたわけでございます。又土地家屋の場合のように、従来からの課税のございましたものと同じく、償却資産につきましては今回新たにそれだけの負担になつておるわけでございますから、そこで土地家屋の場合の九〇％に對しまして、一〇％落した八〇％に對しておるわけでございます。私共といたしましてはむしろ非常に常識的な数字であらう、かように考へておる次第であります。

○石川清一君　ここで中上げたいと思ふのですが、家屋と土地については、何はつきり線を決めて、これに對しては何も心配はないというところは、一方的に異議を申立てさせずに押付ける。償却資産については大体これは大きな企業会社の所有になつておりますが、これを財政委員会に持ち込む、而も五百二十億という線が非常にあやふやでありまして、一、六でも或いは一、五でも非常に弾力を持つておる。企業会社にいたしましたら、利益を上げるといふことは取りも直さず税金を少くす

るといふことに一致するんで、今までのように自治府廻り、財政委員会廻りといふことが出て非常に悪い政治的献金といふものが、ここに含まれておるような邪推を起させるような考へ方に私は立つておるんであります。このことが今まで非常に私は強く究明されたことと思ひますし、町村自体も大きな財源を抱えておられて、ここに自主性を持ち兼ねるのではないかと、こういうことがあるわけでありまして、この点についていつ頃になつたら大体全国においてどの程度償却、そのうちの税金にしましてどの程度の額を地方財政委員会が掴むことが最も好ましいと、かような考へがございましたら個人的な意見でもよろしいから承わりたいと存じます。

○政府委員(小野哲君)　石川さんからいふ御注意を承つた次第であります。この税法案を流れておる基本的な考へ方は、私共の説明によりまして御了承願へるのではないと思つております。決して只今御指摘になつておりますような考へ方は毛頭ないといふことをここにばつきりと申上げて置きたいと思ひます。

で税額の問題につきまして、特に三百五十條の問題と関連してお話でございますが、土地及び家屋につきましては御承知のごとく賃賃価格がございすので、これは御指摘のようには確かな把握ができるわけでありまして、昭和二十五年分における償却資産の価格につきましては、評価を伴う問題でありますので、さような意味から三百五十條という規定を設けたようになつておるわけで、決して大企業者との関連において今後事務の処理

をするに當りまして、決してその間の不公平、或いは御心配になつておるような事態が起らんように、この点につきましては極力努力をいたしたいと考へております。

○小笠原三三男君　一つの点はこの固定資産評価員であります。評価補助員と評価員とはどういふ関係に立つておるか。と申しますのは償却資産で例へば一千万円以上のものは中央に持つて来るということですが、一千万円になるか否かといふことは、この評価員の評価によつて分ることでありまして、評価の仕方によつては實際一千万円を超えるものであつても、一千万円にならないといふような問題等も起るでしようし、その評価のための一年一回の調査といふ場合に、相当の人数を動員しなければこの調査並びに評価といふことはできないんで、實際上は償却資産を持つ工場等の多い都市においては、相当数の評価補助員を置かなければならぬと思つておるんで、この責任と申しますか上下の關係と申しますか、指揮監督の關係と申しますか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(鈴木俊一君)　固定資産の評価補助員でございますが、これは固定資産評価員の職務を補助するといふことでございまして、丁度出納長の下に開出納長があり、或いは出納長がおると同じ上下の關係がそこにあるわけでございます。それで固定資産評価員といたしましては、この法律において規定をいたしております固定資産評価のための各種の仕事処理いたしますのに必要な限度において、固定資産評価補助員を市町村から選任をし

て貰ふことになるわけでございますが、これは兼任とかさういふようなことも考へられるわけでございます。地方財政全体との配合で、どの程度の補助員を置くかということが決まると思ひます。

○小笠原三三男君　第二に、来年一月一日現在における評価で評価するといふのですが、評価員並びに評価補助員のお手盛によつて適正な評価を期されたいし、又それを簡便することもできないといふ困難な微妙な点について、どういふふうにして適正であるかないかといふことを決めるのか、別にこれを監察するような機関といふようなものが考へられないのかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君)　固定資産評価員の職務につきましては、市町村の一般の行政と同様に監督官の監督の對象になるわけでございます。これが適正に行われておるか、行われていないかといふこと、主として能率上の見地からの監察はあり得るわけでありま

す。○小笠原三三男君　私の聞くのは、本當に適正な評価をして、適正な税をかけるということについて、専門の技術を持ち、税を徴収する税務員とも違つた方々によつて、而も何と申しますか、見知合であつたり、或いは町村自治体等に対して寄附その他を以てふだん恩恵を與え、或いはうまくない言葉で言へば、圧力を與えるような事業場、工場に對して真に適正な評価が行われないのではないか、或る種の運動があればならぬことになつてしまふのではないかと疑念が起りますので、それらを防止するについての適正な措置が考へられておるのかどうか

か、お伺いしたいわけですが。

○政府委員(鈴木俊一君)　これは殊に地方税でございますから、しばしば中上げておるものよりは、地方住民の批判といふものはより直接的であります。批判の機会も又非常に頻りにしばしばあり得るわけでありまして、地方議會におきまして、さういふ批判の機会を持つておられますし、さういふようなことによりまして固定資産評価員の職務が適正に行われておるか否かといふことは、批判の機会がむしろ國稅の場合よりも直接的で、且つ頻繁であると思へるのでございまして、さういふようなことにより、或いは先程申上げましたように監督官の監察といふようなことにより、或いは直接的に市町村長の指揮監督の下に行つておるわけでございます。市町村長が、若し固定資産評価員の職務執行が適正でないといふ場合におきましては、これは市町村長としては罷免をすることができ得るわけでありまして、さういふ場合につきましては措置によりまして、若しも市町村長がさういふことを怠慢で、怠つておるといふような場合におきましては、市町村長自体に對するいろいろリコールその他の規定の発動もあり得るわけでございます。それから、これ全体といたしましては、固定資産評価員によつて、職務執行といふものは公正を期し得るものだと、かように考へております。

○小笠原三三男君　先程一千万円以上のものは國で、地方財政委員会が評価するといふようなことを伺つたのであります。その一千万円以上の償却資産であるかないかといふ認定の資料は、市町村からの評価員の評価に基

資料であるということであれば、これは相当問題であると思うので、お伺いしたいことの第一は、初めから地方財政委員会が全国の事業場工場等を見て、これ／＼はこつちの方で見るといふに指定をする方がよいのではないであらうか、又二つには、市町村長が評価員を使つて評価するときにおいて、いろいろ政治的な問題が起つて来て煩しくなつた場合に、地方財政委員会に願ひ出る場合には、国の方でそうした事業場、工場の償却資産の評価をしてやる、こういうふうな道を開いたならばどうか、こういうことを考えるのが如何でしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) この先程申し上げましたのは今年度の償却資産の価格の決定をいたします場合には、大体帳簿価格なり見積価格、再評価額といふもので押さえるが、それが百分の七十以上であれば、原則としてそのまま行かれるわけですが、例へば百分の七十の七十を更に降ろすという場合に、この七十を更に降ろすという場合についてのことをごさいますして、すべて価格一千万円以上のものを地方財政委員会が評価するという意味でやるわけではございません。従ひましてこの一千万円と申しますのは価格ではございませんで、再評価の限度額一千万円といふところで申しておるのでございまして、資産再評価法の規定によりまして、それ／＼押さえましたものを、各納税義務者から市町村長に、再評価を行なつても行わなくても、とにかく届け出るようになっておりますから、この価格は幾ら、再評価の限度額は幾ら、そういうふうなつきりいたしておりますものを押さまして一千万

円以上、或いは以下で区分をしたらどうか、こういう考えを持つておるわけではございまして、そういう一千万円以上のものの中で、更に限度額の百分の七十というものを降ろさなければならぬ、そういうものについてだけ地方財政委員会が百分の七十を更に降ろすわけではございまして、事件としてはそう沢山はない、かように考えておる次第でございまして。

それからそういう場合に何か地方財政委員会が助言を與えるような、発言をさせるような機会を與えたらどうかというふうなことを併せて仰せになつておつたと存じます。この点は市町村当局の方から助言を求めて参ります。それならば、地方財政委員会はこれに助言を與えることができるという規定は先程説明を申し上げましたところにあるわけではございまして、それによつて仰せの趣旨を全うすることができると考えております。

○石川清一君 非常にこの地方財政委員会の権限、或いは資産再評価審議会の委員の構成、或いは固定資産評価委員といふものが非常に関連性を持つておると思ひます。殊に四百十二條から入つて行きますところの農地の倍率、その他の倍率については今までもそれぞれの委員会において、合同委員会において非常な多くの意見を承つております。その意見を逐條的にそれ／＼本委員会として答弁を仰がなければならぬと思つておるのでありますが、ただ農地の場合、或いは農村における住宅の場合に対しては何ら考慮されるところがないというふうな、一顧も触れないというふうなお考えに立つてこの案

を作られて、この法案に基いてそれ／＼施行されるように何つておりますが、農林委員会を通じて農林省の見解を一応この次の章で申上げますと、政府において計画されておりますところの小作料を現在反当七十五円を四百五十三年に一応改訂をしまして、その小作料の収益力から見たところの農地の価格を設定して見た場合にはどうなるか、こういう数字をそれ／＼計算して見ますと、今までもそれ／＼の委員会ではいれませんでしたように、大体二・五倍をする場合においては、加率は〇・七ぐらいでいい。一・六を掛けると場合には大体十二倍ぐらいが適當であらうというふうなものを農林省の、今度改訂を見ようとしておる小作料の科学的な計算の上に立つておるわけでありまして、先程固定資産の家の賃料については、賃料と固定資産税と合算をしまして、それを給與ベースの中で妥當であるかどうかというふうなことをお考えになつて、賦課するといふような御答弁に承つておりますが、農地の場合にはこういうことがいわれるのであります。こういうふうな点が価格の決定の場合、或いは異議の申入れを出される場合には、この條文の中には考慮されてない。殊に農地については過般における農地改革の線が打出されて以降における農地の変動、或いはその後における国内の食糧自給の熱度の工合というふうなものについて、非常に大きな変化が来ておるのであります。これを一律に六百倍といふように機械的に扱うことについては非常に疑義があるし、又一般の勤労者の場合には、寒冷地手当が一戸当り一

万円前後交付されるようになり、地方自治体の経営の中にも寒冷地帯における農地の増嵩が認められておる。併し農地については何ら寒冷地、或いは積雪の度合が認められていないといふ不合理を現しておるのであります。何かこの点について当然考慮をしなければならぬといふに考えております。最後において固定資産税の場合に、更にその他町村における特別的な例を設けて考慮をするといふような点がなければ、到底この均衡は期せられないと思ひますので、この点については更に總括的に最後に一応この審査の逐條において私は再び意見を發表しまして、この点については相當疑義があるもので、後に残すことにいたして一応終ります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは今のところに触れるわけですが、四百十二條以下の説明を承ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 四百十二條でございまして、これは昭和二十五年分の固定資産税を課する農地以外の土地及び家屋につきましての規定でございまして、その価格は昭和二十五年四月一日現在の土地台帳法による土地台帳、又は家屋台帳による家屋台帳に登録されている賃貸価格の九百倍の額を支給し、これを第三百四十二條第二項の固定資産の課税標準、本来ならば評価によりましてこれを課税標準として課するわけですが、本年は特に九百倍の賃貸価格に對して九百倍といふわけでは課税標準を見ようといふわけではございまして、この点は再三御説明を申上げましたので、詳細の説明を差控へさせていただきます。

それから四百十三條は今の除外されました農地についての問題でございまして、農地につきましては、土地台帳法による土地台帳に登録されている賃貸価格に、昭和二十五年四月一日現在における農地調整法六條の二の規定によつて主務大臣が定めた率を乗じて得た額に二十二・五を乗じたものとし、これを課税標準とするといふこと、例へばこれは、農地調整法は田につきましては賃貸価格につきまして四十倍、島につきましては同じく四十八倍という率を主務大臣が課するようにしておりますが、その額に對して二十二・五倍といたしますと、田につきましては大体九百倍、畑につきましては千八百倍になることになりましたが、それを課税標準といたすわけではございまして、千八百倍といたしますのは、九百倍より多いのではないかと御議論があるかと存じますが、これは現在の賃貸価格自体が田なり、畑なりの収益力を反映いたしておるわけではございまして、それ／＼と一律の数を乗ずるといふと、丁度九百倍という倍率を他の土地、家屋について乗ずると同じやうな趣旨に相成りますので、こういう一定の率を乗じて行こうといふ、こういう考え方ではございまして、この考え方はすでにしばしば申上げましたやうに、シャープ勧告の趣旨に則つた次第でございまして、それから第二項でございまして、これは農地につきましては、若しこの農地の価格といふものを變更した場合にはおきましては、この前項の二十二・五といふ数字を變更したなければなりませんので、その価格の権限を地方財政委員会に委

それ／＼の農地につきましては、土地台帳法による土地台帳に登録されている賃貸価格に、昭和二十五年四月一日現在における農地調整法六條の二の規定によつて主務大臣が定めた率を乗じて得た額に二十二・五を乗じたものとし、これを課税標準とするといふこと、例へばこれは、農地調整法は田につきましては賃貸価格につきまして四十倍、島につきましては同じく四十八倍という率を主務大臣が課するようにしておりますが、その額に對して二十二・五倍といたしますと、田につきましては大体九百倍、畑につきましては千八百倍になることになりましたが、それを課税標準といたすわけではございまして、千八百倍といたしますのは、九百倍より多いのではないかと御議論があるかと存じますが、これは現在の賃貸価格自体が田なり、畑なりの収益力を反映いたしておるわけではございまして、それ／＼と一律の数を乗ずるといふと、丁度九百倍という倍率を他の土地、家屋について乗ずると同じやうな趣旨に相成りますので、こういう一定の率を乗じて行こうといふ、こういう考え方ではございまして、この考え方はすでにしばしば申上げましたやうに、シャープ勧告の趣旨に則つた次第でございまして、それから第二項でございまして、これは農地につきましては、若しこの農地の価格といふものを變更した場合にはおきましては、この前項の二十二・五といふ数字を變更したなければなりませんので、その価格の権限を地方財政委員会に委

それ／＼の農地につきましては、土地台帳法による土地台帳に登録されている賃貸価格に、昭和二十五年四月一日現在における農地調整法六條の二の規定によつて主務大臣が定めた率を乗じて得た額に二十二・五を乗じたものとし、これを課税標準とするといふこと、例へばこれは、農地調整法は田につきましては賃貸価格につきまして四十倍、島につきましては同じく四十八倍という率を主務大臣が課するようにしておりますが、その額に對して二十二・五倍といたしますと、田につきましては大体九百倍、畑につきましては千八百倍になることになりましたが、それを課税標準といたすわけではございまして、千八百倍といたしますのは、九百倍より多いのではないかと御議論があるかと存じますが、これは現在の賃貸価格自体が田なり、畑なりの収益力を反映いたしておるわけではございまして、それ／＼と一律の数を乗ずるといふと、丁度九百倍という倍率を他の土地、家屋について乗ずると同じやうな趣旨に相成りますので、こういう一定の率を乗じて行こうといふ、こういう考え方ではございまして、この考え方はすでにしばしば申上げましたやうに、シャープ勧告の趣旨に則つた次第でございまして、それから第二項でございまして、これは農地につきましては、若しこの農地の価格といふものを變更した場合にはおきましては、この前項の二十二・五といふ数字を變更したなければなりませんので、その価格の権限を地方財政委員会に委

それ／＼の農地につきましては、土地台帳法による土地台帳に登録されている賃貸価格に、昭和二十五年四月一日現在における農地調整法六條の二の規定によつて主務大臣が定めた率を乗じて得た額に二十二・五を乗じたものとし、これを課税標準とするといふこと、例へばこれは、農地調整法は田につきましては賃貸価格につきまして四十倍、島につきましては同じく四十八倍という率を主務大臣が課するようにしておりますが、その額に對して二十二・五倍といたしますと、田につきましては大体九百倍、畑につきましては千八百倍になることになりましたが、それを課税標準といたすわけではございまして、千八百倍といたしますのは、九百倍より多いのではないかと御議論があるかと存じますが、これは現在の賃貸価格自体が田なり、畑なりの収益力を反映いたしておるわけではございまして、それ／＼と一律の数を乗ずるといふと、丁度九百倍という倍率を他の土地、家屋について乗ずると同じやうな趣旨に相成りますので、こういう一定の率を乗じて行こうといふ、こういう考え方ではございまして、この考え方はすでにしばしば申上げましたやうに、シャープ勧告の趣旨に則つた次第でございまして、それから第二項でございまして、これは農地につきましては、若しこの農地の価格といふものを變更した場合にはおきましては、この前項の二十二・五といふ数字を變更したなければなりませんので、その価格の権限を地方財政委員会に委

それ／＼の農地につきましては、土地台帳法による土地台帳に登録されている賃貸価格に、昭和二十五年四月一日現在における農地調整法六條の二の規定によつて主務大臣が定めた率を乗じて得た額に二十二・五を乗じたものとし、これを課税標準とするといふこと、例へばこれは、農地調整法は田につきましては賃貸価格につきまして四十倍、島につきましては同じく四十八倍という率を主務大臣が課するようにしておりますが、その額に對して二十二・五倍といたしますと、田につきましては大体九百倍、畑につきましては千八百倍になることになりましたが、それを課税標準といたすわけではございまして、千八百倍といたしますのは、九百倍より多いのではないかと御議論があるかと存じますが、これは現在の賃貸価格自体が田なり、畑なりの収益力を反映いたしておるわけではございまして、それ／＼と一律の数を乗ずるといふと、丁度九百倍という倍率を他の土地、家屋について乗ずると同じやうな趣旨に相成りますので、こういう一定の率を乗じて行こうといふ、こういう考え方ではございまして、この考え方はすでにしばしば申上げましたやうに、シャープ勧告の趣旨に則つた次第でございまして、それから第二項でございまして、これは農地につきましては、若しこの農地の価格といふものを變更した場合にはおきましては、この前項の二十二・五といふ数字を變更したなければなりませんので、その価格の権限を地方財政委員会に委

それ／＼の農地につきましては、土地台帳法による土地台帳に登録されている賃貸価格に、昭和二十五年四月一日現在における農地調整法六條の二の規定によつて主務大臣が定めた率を乗じて得た額に二十二・五を乗じたものとし、これを課税標準とするといふこと、例へばこれは、農地調整法は田につきましては賃貸価格につきまして四十倍、島につきましては同じく四十八倍という率を主務大臣が課するようにしておりますが、その額に對して二十二・五倍といたしますと、田につきましては大体九百倍、畑につきましては千八百倍になることになりましたが、それを課税標準といたすわけではございまして、千八百倍といたしますのは、九百倍より多いのではないかと御議論があるかと存じますが、これは現在の賃貸価格自体が田なり、畑なりの収益力を反映いたしておるわけではございまして、それ／＼と一律の数を乗ずるといふと、丁度九百倍という倍率を他の土地、家屋について乗ずると同じやうな趣旨に相成りますので、こういう一定の率を乗じて行こうといふ、こういう考え方ではございまして、この考え方はすでにしばしば申上げましたやうに、シャープ勧告の趣旨に則つた次第でございまして、それから第二項でございまして、これは農地につきましては、若しこの農地の価格といふものを變更した場合にはおきましては、この前項の二十二・五といふ数字を變更したなければなりませんので、その価格の権限を地方財政委員会に委

任をいたしておる規定でございます。然らばいつの価格を抑えるかというところでございますが、これはこれに乗すべき数が定められる日における価格といたしまして、その後の方で書かれています。それから四百四十四條は固定資産の価格の最低限度といたしまして、いわゆる帳簿価格と申しますか、減価償却の基礎になりまする価格を下つてはならないということ、これは一般原則として規定しておるわけでありまして、

○委員長(岡本愛祐君) 以上につきまして御質問ございませんか。

○石川清一君 これも先程申しましたように、九百倍についてはそれ、農林委員会でも強い数字を立てて異議があり、公聴会においても非常に強い陳情がありますので、これは更に慎重な討議が願いたいと思存しますので、時間の関係上、これは一応保留して進んだ方がいゝんではないかと思存します。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) では次の四百十五條に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 四百十五條は固定資産課税台帳の縦覧でございます。これは二月五日までに価格を決定いたしますから、その翌日の二月六日から十日間、二月十五日までに縦覧に供するものであります。但し例外を設けて十六日以後でも縦覧期間を設けることも認めておるわけでありまして、四百十六條は本年度及び来年度分の縦覧期間の特例でございます。これは最終の価格は本年度の償却資産につきましても、来年度の土地、家屋、償却

更正して行かなければならぬという、念のための規定であります。四百二十一條は、修正をいたした場合に、更に知事これを送付するという規定でございます。それから四百二十二條は、地方財政委員会に對しまして、道府県知事が固定資産の価格の概要調査を送付するという規定でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 四百二十二條まで御質問ございませんか。

○石川清一君 先程お尋ねしましたように、地方財政委員会が一万円以上の償却資産の価格の決定をするという時間的な措置も合せてこの中に含まれ、遺憾のないようにできておるかどうかが伺います。

○政府委員(鈴木俊一君) ちよつと……。

○石川清一君 もう一遍申上げます。地方財政委員会が仮に一万円以上の償却資産の価格を決定する、こういう建前を取った場合に、市町村長としては二月の六日から十五日までにできない、こういうような事務的のことについて、この條文で遺憾があるかないかという点をお伺いします。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は勿論織り込んで考えておるわけでございます。本年の今の一万円以上云々というところは、仮に価格を市町村長なり地方財政委員会が決定した場合の規定でありまして、これは十月三十日までにはそれらの資料を納納義務者から取りまして、そうして決めて行くわけでありまして、納期は本年におきましては、償却資産は十二月が第一回の納期でありますから、それまでに間に合うようになつております。今の二月五日というのは価格の本決定の際の期限でありまして、今年の償却資産につきましては来年九月三十日までに価格を本決定するわけでありまして、その点を特に二月五日を九月三十日に變更しておるわけでありまして、

○石川清一君 遺憾ないわけですね。

○政府委員(鈴木俊一君) 遺憾ございません。

○石川清一君 逆にお尋ねいたしますが、この法文は、一千万円以上というものを、地方財政委員会が価格の決定をするのだというお考えで作られたか、それとも結果としてそういうことが起きて来たか。運営の上でそうすることが非常に妥當だというので起きて来たか。どちらが先きかをお伺いします。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は先程もちよつと申上げましたように、償却資産につきましては、皆市町村長が価格を仮に決定するわけでありまして、ただ地方財政委員会がやりまは、例の船舶とか車輛とか或いは大規模の工場、発電施設というようなものだけでありまして、ただ仮決定の際におきまして、百分の七十という線で抑えますが非常に酷であるというような特殊なものにつきまして、而もその限度額が一千万円を超えておるといふような場合に限つて、地方財政委員会が百分の七十の線を更に下すことがいかどうかというのを審査をして許可をする。こういうわけでございます。この一千万円という限度額の数字は、資産再評価法の規定によりましてそれ機械的に出てくるわけでございます。それ、これを再評価をやつてもやらないでも兎に角納税義務者から市町村長なり、地方財政委員会の方に届

出るように規定しておるわけでございます。この一千万円の数字をどうして出したかということでございますが、これは先程もちよつと申上げましたように、余り市町村間におきまして甚しい不均衡が起ることは困る、大きな財産についてそういうようなことができることはないよ、不適当であるから、そういう考え方と、更に地方財政委員会におきまして、一々許可をするというふうなことになるというところ、これは又非常に数が多くなれば能率を落しますし、決定がそれだけ遅れますから、そういう不均衡をできるだけ少なくするという要求と、できるだけ併し早く決めていかなければならぬという、この二つの要求から噛合せたところで大体一千万円というところを抑えておるわけでありまして、

○石川清一君 実は簡単に答弁を願いたかつたのであります。それは結局資本の蓄積を図ろうとか、強大な資本を擁護するといふ前提で作られたか、それとも自治体が公平な財源をもつて自治体を真に生かすという建前の結果として生れて来たかということ、どちらかということをお尋ねしたわけなのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 政府といたしましては、今度の改革によりまして地方税全体の負担の公平化ということを一つの狙いにいたしておるわけでございます。特に御指摘のような意図を以て立案はいたしておりません。

○委員長(岡本愛祐君) 四百二十二條までは御質問ございませんか。では次に移ります。四百二十三條。

○政府委員(鈴木俊一君) 四百二十三條は、固定資産再評価審査委員会につ

ての規定でございます。これは市町村長が行いました価格の決定につきまして不服がある場合に、これを審査して決定をさせるための機関でございます。これは各市町村毎にこれを設置いたします。委員会の委員は市町村長が議会の同意を得まして選任をいたします。これは三人をもつて組織をすることにはどうであらうかということであり、任期は三年、但し再任は妨げない。そして大体が名誉職でございます。出席日数に応じて手当を受ける。こういう実費弁償的なものを受ける。こういう考え方でございます。

それから最初に選任される委員につきましては、任期が一時に更新いたしませんように、順繰りに更新するようにいたしておるのが四百二十四条の規定でございます。

それから四百二十五条の規定は、やはり固定資産評価審査委員会の委員は、職務上非常に公正独立を要するものでございますから、ここに規定をいたしておりますようなものと兼職を禁止しようというわけであり、それから四百二十六条でございますが、これも同様の趣旨で固定資産評価審査委員会の職務の重要性を考えた規定でございます。四百二十七条は、これは固定資産評価委員のいわば上部の機関といたしまして、その行なつた行為を審査するものでございます。特に職務上不適当の場合におきましては、罷免をするということを経たわけでございます。これは任期を三年というふうに書いております関係上、やはり任期中であつても罷免をするということに断る必要があるわけ

でございます。それから四百二十八条は、固定資産評価審査委員会の会議の開催の期間を書いておるわけでございますが、これは二月六日から十日間縦断に供するわけであります。縦断に供し始めますと、早速審査請求が起つて参りますので、二月六日から三月十五日までの間において開く。その間に出て来た審査請求を片附けると、こういう考え方でございます。ただ大都市等において、その期間内に皆やり上げてしまうことが困難であるということに処しますために但し書を書けまして、更に会議を別に長くすることも可能であるようにいたしておりますが、何分四月に第一回の納期があるわけでございますから、それに間に合う程度にいたしまして審査を完了しなければならぬわけでございます。それから二項三項は出席及び会議の定足数でございます。特に二人以上の同意がなければその決定ができないというのは、場合によりましては書面審査の途も可能であるようにしておるわけでございます。

第四百二十九条は、今年度及び来年度のの特例でございますが、これは価格決定の時期が今年度及び来年度につきましては、来年度九月三十日といたつておるわけであります。その翌日の縦断期間開始の十月一日からやはい十一月十日までというところを抑えておるわけでございます。それから四百三十条は固定資産評価審査委員会が、審査するために必要がある場合の措置といたして、資料の提出を要求する権限を認めたわけであり、四百三十一條は、固定資産評価審査

委員会の審査の手續等につきましては条例で定める。又場合によつてはこれを更に市町村の固定資産評価審査委員会の規程に委任することもできるといふことを置いたわけであり、四百三十二條は、審査請求の期間を書いております。縦断期間の初日から、その縦断期間の末日後十日までの間において、即ち縦断期間が十日でございますから、その末日後十日です。それから、二十日間審査請求の期間があるわけでございます。これは審査の決定の手續を書いておりますが、これは審査の決定の手續を書いた日から二十日以内に審査をするということでございます。尚審査につきましては口頭審理の手續に、申請をすれば必ずこれは口頭審理の手續によらなければならぬ。特に本人からの申請がなければ口頭審理の手續によらなくともいいが、申請をした以上は、必ずこれによらなければならぬ、こういうこととでございます。それから第六項にございまして、「第一項の審査は、公開して行なわれなければならない。それから審査の結果決定をいたしました場合においては、十日以内に審査請求をした者と、市町村長双方に通知をするわけであり、

四百三十四條は、この決定に対しての不服に対する救済の途を開いておるわけでございまして、知事に訴願をするか、或いはいきなり裁判所に行くか、いずれでもいいわけでございます。それから四百三十五條は、この審査の結果が決まりました。修正をする必要を生じましたときにおきましては、市町村長は通知を受けた日から十日以内に価格を修正して登録をするというわけでございまして、それによつて課税をするわけでございます。それから市町村長と登記所の間におきましては、先程申し上げましたように登記所におきまして、土地台帳、家屋台帳を保管しておられますが、両者の間に緊密なる連絡を取つておかなければならぬので、価格を決定したり、修正した場合におきましては、これを必ず登記所に通知しなければならぬということ念のために規定したわけであり、序でに第六款を申し上げます。これは今度各税につきまして申上げましたのと同じでございます。直接国税に關する犯罪事件として取扱うということとでございます。

に価格を修正して登録をするというわけでございまして、それによつて課税をするわけでございます。それから市町村長と登記所の間におきましては、先程申し上げましたように登記所におきまして、土地台帳、家屋台帳を保管しておられますが、両者の間に緊密なる連絡を取つておかなければならぬので、価格を決定したり、修正した場合におきましては、これを必ず登記所に通知しなければならぬということ念のために規定したわけであり、序でに第六款を申し上げます。これは今度各税につきまして申上げましたのと同じでございます。直接国税に關する犯罪事件として取扱うということとでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今説明されました四百二十三條以下につきまして御質疑を願います。別段御質疑はございませんか。

○石川清一君 とういうことが起ると思ふのですが、このやはり固定資産の農地も家屋も同じですが、価格の決定については非常に大きな疑義が出て参つたのです。今までのように非常に低額で、或る程度これくらいの家屋税、地租並びに附加税ならば問題にしないというふうな気持ちで幾らかあつたようですが、今度のような場合には相当いふ／＼な意見が出て参つておるわけですが、こういうふうな複雑な意見や條文を作つて置いて、訴訟沙汰に俵にするといふことは、非常に裁判所に遠隔な土地、或いは教養のないわゆる對抗する頭腦も資力もないというふうなものは、非常に泣き入り勝ちに私はなると思ふのです。恐らく今度の固定資産税については泣き入りをする人が非常に多いのではないかと思います。それだけにこの運営については特に価格を決定する場合、或いは審査委員の場合も慎重に扱うような方向に持つて行かなければ、一番ここから反響思想が私は起きて来るのではないかと、所得税の場合には或る程度所得の収入と支出の上に立ちまゐり、所得その上に基礎を、扶養控除が除かれますから、或る程度理解できますけれども、今度の固定資産税については収入のない人が非常に大きな家屋を持つておる、或いは収入のない土地に非常に過大な税率が課かるということが現われて参りますので、この点については先程意見を保留いたしましたように、特別の事情のときには倍率を下げるとかいふ／＼な措置が法的に講ぜられなければならぬというところを申添えて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) これで固定資産税の逐條審議を一通り済みましたが、先程石川委員からお触れになりましたように、農林委員会から固定資産税につきまして希望意見が出ております。

それは「固定資産税を課する農地の評価に適用する農地の法定対価に乗ずる数は現行地租を基礎として算定し、差当り昭和二十五年分は二・二五を七に改めること。こういうのであります。これに対しては政府委員の意見を徴します。

○政府委員(鈴木俊一君) 政府といたしましては、農地以外の土地なり、家屋につきましては九百倍という倍率を取つておられます。農地につきましてはやはりそれを一つのめどといたしまして、二・二五という数字を出しておるわけでございます。この点についてシ

ヤウブ勧告におきましては、土地、家屋につきましての倍率を千倍としておりましたのを、当時におきましては二十五倍ということであつたわけでございますが、九百倍になりますので、二・五倍によつておるような次第でございますまして、九百倍という倍率を変更いたしません限りにおきましては、やはりこの二・五という農地につきましての倍率を維持するのは止むを得ないことである、かように考えております。

○鈴木直人君 只今の御説明は土地以外の、農地以外の土地とのいわゆる対等関係の御説明でありましたが、これは財政的から見ると二・五を七になつた場合にはどのくらいその方面で減つて来ますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは今の農地につきまして、全体の数字をちよつと今何ですが、農地につきましては三分の一に落ちております。

○鈴木直人君 二・五と七との関係が三分の一のことは分つてゐるので、金額のことです。

○政府委員(鈴木俊一君) 数字はいずれ後刻計算をしまして……。

○鈴木直人君 了承。

○石川清一君 只今次長さんから説明がありましたが、これには意見を保留して置きます。

○委員長(岡本愛祐君) 尚申上げます。運輸委員長から希望意見が出ております。それは固定資産税について申上げますと、「船舶法の適用をうける船舶については、地方税法案における固定資産税の課税客体より除外し、独立税たる国税とし、適正な税率を設けること」と。その理由は皆さんのお手許に

廻してありますから繰返しません。それから尚この運輸委員長は地方鉄道道の固定資産税につきまして、地租を現行通り免税とすること、電柱税及び軌道税を現行の率とし存置すること、車輛税たる道府県税を新設すること、以上の(何)の(何)という三つあるわけでありまして、(何)の(何)を除きたる固定資産に對し、一般固定資産税を課する、こういう意見が出ております。これにつきまして政府委員の意見を伺います。

○政府委員(鈴木俊一君) 固定資産税の中から対象を鉄道とか、軌道、或いは船舶、車輛というものを抜き出して、別個の税目として挙げるということでございますが、それは政府といたしましてはできるだけ固定資産という形で、同じような基準の下にこれを捉へまして課税をするという微税の方が適當であろう、かように考へまして、一括いたしまして固定資産税という形で立案をいたしておる次第でございます。ただいろいろ御指摘のごとく、船舶なり、車輛なり、或いは軌道、電柱というようなものにつきましての固定資産税の評価の問題、いろいろあると存じますが、根本の建前といたしましては、やはりこういうような形で行くことが現下の段階におきましては適當であろうと考えておりますが、尚今後の問題といたしまして御意見の程は一つ研究をすることにいたしたいと考えております。

○安井謙君 ちよつと細かい質問ですが、鉄道又は軌道という場合にはどこまで含むのですか。枕木、バラス、道床まであるわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お話の点は

は鉄道用地でありますか、鉄道でありますか。

○安井謙君 鉄道は償却資産として課かるわけでしょう、軌道は。

○政府委員(奥野誠亮君) 鉄道といふと、レールもございまして、枕木もございまして、或いは側溝といふふうなものもございまして、これらのものは一体として償却資産に入るわけでございます。

○安井謙君 道床まで入るわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 土地は別でございます。土地は別でございますが、その土地にいろいろな設備を施しております。こういう設備はやはり償却資産に入ります。

○安井謙君 盛り上げたバラスですね、道床の下にやる、それは入るのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 通常鉄道会社や何かについてどういふ固定資産の計上の仕方をしておるかという問題でありますけれども、土地は別に挙げておりました。大体買収費を挙げておるようであります。その外にいろいろ設備をやつておられますので、盛土をしたりますとそれだけ設備にかかるわけでございます。これがやはり固定資産として挙げておられますので、償却資産として計算の対象に入れて行くということになります。

○政府委員(奥野誠亮君) 先程の田と畑につきましては、農林委員会の申出のようにした場合に、どのくらいのが、六十数億円の減収になります。

○鈴木直人君 総額が六十数億円でございすね。

○政府委員(奥野誠亮君) 減収額が六十数億円でございす。

○委員長(岡本愛祐君) よろしゅうございすか……、それでは昨日の予定になつておりました第四章の目的税を御審議願ひます。第七百二條。

○政府委員(鈴木俊一君) 目的税、これは現在目的税の制度を取入れておられますのを、大体取入れておられますが、ただ現在の目的税におきましては、七百二條の第二項にございまして、

「特に受ける利益の限度をこえることができない」という点が明確でございまして、利益の如何に拘わらず、一般的に特定の利益に要します経費を割当てて徴税をして行く。事業税、特別所得税、或いは地租割、家屋割というように取つて

るのでございまして、そういうような建前を今度は変へまして、真に利益を受ける限度をこえることができないというこゝにいたしまして、利益の限度を基準にいたしまして課するということにしたのであります。府県の方に

おきましては水利地益税、市町村におきましては水利地益税の外に共同施設税、これを目的税として課することを認めるようにいたしてゐるわけでありす。目的税の徴収方法につきましては、普通徴収、特別徴収、証紙徴収はそれ〴〵認めてあります。その他

の條項につきましては特別に取上げて申上げるようなことはございせん。

○委員長(岡本愛祐君) 目的税は余り簡單ですね。御質疑ございせんか……、それではもう一つ第五章都府の特例に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 東京都にお

きましては、都は御承知のごとく他の府県を首都として統合いたしまして

きたものでございまして、都におきましてはその特別区の存する区域、即ち区部におきましては、普通税とし

て府県が課しますものと、市町村が課しますものとを併せたものを課すると、こういう建前にいたしてお

ります。特別市も、現在は實在いたしておりませんけれども、考え方いたしましては府県と市とを一つの団体に統合したような形のものでござい

ますので、府県税と町村税とを併せて徴収するという建前にいたしてゐるわけでありす。それから名前を都の場合には市町村民税は都民税といふこととあります。それから三項は法定外の普通税を規定したのであります。

それから第七百三十五條でございす、これはやはり都の目的税でございまして、区部におきましては、特別区のある区域におきましては、水利地益税と共同施設税を両方課することができるようになつてお

ります。市町村の方に

おきましては、これは府県が課すると同じ意味の水利地益税だけしかかけられないわけ

でございます。それから第七百三十六條の特別区の税でござい

ますが、これは今申しましたように、都が一応府県と市町村との両方の税を課する

ような建前にいたしてお

りますので、その税の一部分なり、或いは全部なりを都の條例の定めるところによつて、特別区税として課することができるといふこと

にいたしてゐるのであります。特別区と都との間の税の配分につきましては、いろいろ従来から御論議があるわけであり

ます。

ますが、行政事務の配分という意味におきまして、今地方行政調査委員会におきまして折角研究でございまして、そういうものの勧告の如何によりましては相当に動きがあるかと存じますが、大体現状を基礎にいたしてこの案としては考へてゐる次第でありまして、その他特に変つておりまする点はない次第でございまして。

それから第七百三十七條は都の下機関が、団体が特別区、或いは特別区の下では行政区ということになつておりますが、又現行の五大都市の下は、区は単に区と申しておりますので、そういう關係の読み変へる規定でございまして。

七百三十八條は島でございまして、これは現在伊豆七島等におきましては、この法律をそのまま適用することが困難な事情がございまして、特例を認めておりますが、そういう原則をやはりこの法律が施行後におきまして残して置きたいというふうな考へ方でございます。

それから七百三十九條は特別区税及び区部の都税でございまして、これは今申しましたように二つを合せて取りましますので、一般原則をそのまま適用することが困難な場合もあるかと存じまして、地方財政委員会でもそういう場合には特例を設けられるという委任の規定を置いてあるわけでありまして。

○安井謙君 どうも遅くなつて恐縮ですが、特別区という觀念はいわば市町村と行政区の間の一種の觀念だと思ふのです。それに道府県の課税権まで條例が前提になるわけですが、含めて権限を與えるというのはいさし行き過ぎじやないか。市町村税の限度でなら理屈

は合うと思ひます。この七百三十六條だと両方とも與えるような感じがいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 安井さんの仰せになりましたことは確かに一つの御論だと思ひますが、大体現在の建前を踏襲いたしまして、その規定の建前といたしましては、府県税と市町村税との両方纏めたものを都税として置きまして、その中の全部又は一部を特別区税とするということにはなつておりまして、その中の全部又は一部を特別区税とするという運用に現在なつておりますし、この規定の趣旨は別に今御指摘になりましたようなことまでも考へてゐる趣旨ではございませう。

○安井謙君 今の自治権拡充の問題なんかと絡んで、これあたりの規定は相当明白にして置いた方がいゝのではないかと存じます。道府県の税までもやうり得るという觀念はどうもはつきりいたしません。

○政府委員(鈴木俊一君) 特別区の問題につきましては、税法の見地からのみならず根本の性格論として、御意見があるわけがございまして、徹底した論者の方はこれを市と同じようにしたからうという御意見もありまします。又行政区にしたらよろうという御意見もあるのは御承知の通りでございまして、ここをばつきりと書きますと、そのいづれの論議に立つてこれを書きますか、そこが非常に問題になつて来るわけがございまして、現在の状態をいたしましては、やはり現行法の建前を一応踏襲いたしまして書いておいた方が適當であらう。先程もちよつと申しましたように、行

政調査委員會議の結論を申しまして、何分の措置が今後行われる機会があるわけがございまして、それまでは大体現行の建前を踏襲して参りたい、かように考へております。

○鈴木直人君 只今の七百三十六條につきましまして、私は必ずしも安井君の御意見の通りに賛成するわけには行かないと思つております。これは相当長い間の慣例があり、又区長が公選によりてきておられますし、又区會議員等もできておられます。これは大阪とか、名古屋とかの歴史も持つておられるところでありまして、私は板橋でありま

するが、あれの關係を見ましてもなかなか安井君の言うような通りには行かざるべきものではない。いわゆるこれは行政区ではないという点において、私はこれは都の條例によつて定めるところ以外には進まないのじやないか、その都の條例は都自身が都議會によつて、都民の意思を受けた都議會が條例という形で都民の考へ方によつてできて行くのでありますから、やはりこの條例によつてやるという方がいゝのではないかと存じます。特にすべてを都税で以て取つてしまふといふことにつきましまして、これは区會なんかがある關係からして絶対にこれは困難ではないか、そうかといつて都税の附加税を課するといふ行き方もありましようが、現在のところでは條例で、その條例を見て言ひますと、私は都民として見て言ひますと、それを分割しまして、附加税に關する程度のところのものは、区民税というやうな形で一応取つておることに記憶

しておるのですが、或いは間違ひかも知れませんが、そんなやうなふうになつておるのじやないかと思ひます。けれども、この点は相當問題になつておることは御承知の通りであります。が、この点につきましましては目下地方財政委員会に検討中であるということでありまします。完全にこれを都一本にしてしまふという点についても非常に困難でありましようし、又この特別区が多く、或いは少数かも知れませんが、区の方々の意見のように全部特別区を市にしまふという意見について、こゝろの歴史も持つておられるところでありまして、私は板橋でありま

するが、あれの關係を見ましてもなかなか安井君の言うような通りには行かざるべきものではない。いわゆるこれは行政区ではないという点において、私はこれは都の條例によつて定めるところ以外には進まないのじやないか、その都の條例は都自身が都議會によつて、都民の意思を受けた都議會が條例という形で都民の考へ方によつてできて行くのでありますから、やはりこの條例によつてやるという方がいゝのではないかと存じます。特にすべてを都税で以て取つてしまふといふことにつきましまして、これは区會なんかがある關係からして絶対にこれは困難ではないか、そうかといつて都税の附加税を課するといふ行き方もありましようが、現在のところでは條例で、その條例を見て言ひますと、私は都民として見て言ひますと、それを分割しまして、附加税に關する程度のところのものは、区民税というやうな形で一応取つておることに記憶

しておるのですが、或いは間違ひかも知れませんが、そんなやうなふうになつておるのじやないかと思ひます。けれども、この点は相當問題になつておることは御承知の通りであります。が、この点につきましましては目下地方財政委員会に検討中であるということでありまします。完全にこれを都一本にしてしまふという点についても非常に困難でありましようし、又この特別区が多く、或いは少数かも知れませんが、区の方々の意見のように全部特別区を市にしまふという意見について、こゝろの歴史も持つておられるところでありまして、私は板橋でありま

用によるという形において、その條例をどういふふうにするかという点については、一つ地方財政委員会において事務の配分等々とよく關連を取つて、そうして案に即したやうな方法で行くといふことが一番いいのじやないかと、こゝろの歴史も持つておられるところでありまして、私は板橋でありま

するが、あれの關係を見ましてもなかなか安井君の言うような通りには行かざるべきものではない。いわゆるこれは行政区ではないという点において、私はこれは都の條例によつて定めるところ以外には進まないのじやないか、その都の條例は都自身が都議會によつて、都民の意思を受けた都議會が條例という形で都民の考へ方によつてできて行くのでありますから、やはりこの條例によつてやるという方がいゝのではないかと存じます。特にすべてを都税で以て取つてしまふといふことにつきましまして、これは区會なんかがある關係からして絶対にこれは困難ではないか、そうかといつて都税の附加税を課するといふ行き方もありましようが、現在のところでは條例で、その條例を見て言ひますと、私は都民として見て言ひますと、それを分割しまして、附加税に關する程度のところのものは、区民税というやうな形で一応取つておることに記憶

しておるのですが、或いは間違ひかも知れませんが、そんなやうなふうになつておるのじやないかと思ひます。けれども、この点は相當問題になつておることは御承知の通りであります。が、この点につきましましては目下地方財政委員会に検討中であるということでありまします。完全にこれを都一本にしてしまふという点についても非常に困難でありましようし、又この特別区が多く、或いは少数かも知れませんが、区の方々の意見のように全部特別区を市にしまふという意見について、こゝろの歴史も持つておられるところでありまして、私は板橋でありま

するが、あれの關係を見ましてもなかなか安井君の言うような通りには行かざるべきものではない。いわゆるこれは行政区ではないという点において、私はこれは都の條例によつて定めるところ以外には進まないのじやないか、その都の條例は都自身が都議會によつて、都民の意思を受けた都議會が條例という形で都民の考へ方によつてできて行くのでありますから、やはりこの條例によつてやるという方がいゝのではないかと存じます。特にすべてを都税で以て取つてしまふといふことにつきましまして、これは区會なんかがある關係からして絶対にこれは困難ではないか、そうかといつて都税の附加税を課するといふ行き方もありましようが、現在のところでは條例で、その條例を見て言ひますと、私は都民として見て言ひますと、それを分割しまして、附加税に關する程度のところのものは、区民税というやうな形で一応取つておることに記憶

しておるのですが、或いは間違ひかも知れませんが、そんなやうなふうになつておるのじやないかと思ひます。けれども、この点は相當問題になつておることは御承知の通りであります。が、この点につきましましては目下地方財政委員会に検討中であるということでありまします。完全にこれを都一本にしてしまふという点についても非常に困難でありましようし、又この特別区が多く、或いは少数かも知れませんが、区の方々の意見のように全部特別区を市にしまふという意見について、こゝろの歴史も持つておられるところでありまして、私は板橋でありま

するが、あれの關係を見ましてもなかなか安井君の言うような通りには行かざるべきものではない。いわゆるこれは行政区ではないという点において、私はこれは都の條例によつて定めるところ以外には進まないのじやないか、その都の條例は都自身が都議會によつて、都民の意思を受けた都議會が條例という形で都民の考へ方によつてできて行くのでありますから、やはりこの條例によつてやるという方がいゝのではないかと存じます。特にすべてを都税で以て取つてしまふといふことにつきましまして、これは区會なんかがある關係からして絶対にこれは困難ではないか、そうかといつて都税の附加税を課するといふ行き方もありましようが、現在のところでは條例で、その條例を見て言ひますと、私は都民として見て言ひますと、それを分割しまして、附加税に關する程度のところのものは、区民税というやうな形で一応取つておることに記憶

尙もう一言お語りいたします。それは閉會中における繼續調査要求書を、參議院議長に提出したいと思ひます。案はお手許に廻してございまして、そうして調査のために議員派遣をいたしたい、議員派遣要求書の案をお手許に廻してございまして、この案を御検討下されまして、明日それを決めたと思ひます。それから御検討をお願いいたします。で繼續調査書に誤謬がございましてから申上げます。これはどうでもいいのですが、一八四九と多岐に亘つておるものとなつております。「且つ」が抜けております。それから「地方税制の改正は」の、「の改正」の三字は要りません。それから「地方財政平衡交付金法の地方税法」とあれば「法」は間違ひであります。それから今日これ散會をいたします。午後五時三十七分閉會

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事

委員

吉川末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩沢 忠泰君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

岩本 哲夫君

鈴木 直人君

石川 清一君

岡野 清豪君

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事

委員

吉川末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩沢 忠泰君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

岩本 哲夫君

鈴木 直人君

石川 清一君

岡野 清豪君

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事

委員

吉川末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩沢 忠泰君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

岩本 哲夫君

鈴木 直人君

石川 清一君

岡野 清豪君

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事

委員

吉川末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩沢 忠泰君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

岩本 哲夫君

鈴木 直人君

石川 清一君

岡野 清豪君

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事

委員

吉川末次郎君

竹中 七郎君

石村 幸作君

岩沢 忠泰君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

中田 吉雄君

西郷吉之助君

岩本 哲夫君

鈴木 直人君

石川 清一君

岡野 清豪君

政府委員

地方自治 小野 哲君
政務次官 鈴木 俊一君
地方自治 鈴木 俊一君
財政課長 奥野 誠亮君

七月二十六日本委員会に左の事件を付託された

一、行政書士法案(案)

行政書士法

(業務)

第一條 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

(資格)

第二條 第四條の規定による行政書士試験に合格した者は、当該都道府県において行政書士となる資格を有する。

(行政書士試験の受験資格)

第三條 左の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六條第一項に掲げる者
- 二 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者

三 都道府県知事の定めるところにより、前号に掲げる者と同等的以上の知識及び能力を有すると認められた者

(行政書士試験)

第四條 都道府県知事は、毎年一回以上行政書士試験を行わなければならない。

2 前項の試験は、行政書士の業務に關し必要な知識及び能力について行う。

3 行政書士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、受験手数料を当該都道府県に納めなければならない。

4 前三項に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他行政書士試験に關し必要な事項は、都道府県規則で定める。

(大格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者又は準禁治産者
- 三 禁こ以上の刑に処せられた者

で、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

四 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 第十四條第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(登録)

第六條 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、その資格を有する都道府県において

備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地その他都道府県知事の定める事項につき、登録を受けなければならない。

2 行政書士の登録を受けようとする者は、政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県に納めなければならない。

3 この法律に定めるものを除く外、登録の申請、登録事項の変更、行政書士名簿その他登録に關し必要な事項は、都道府県規則で定める。

4 行政書士の登録を受けた者は、やむを得ない事由がある場合に限る、第二條の規定にかかわらず、他の都道府県において、その都道府県知事の認可を受けることにより、行政書士となる資格を有することができる。

(登録の取消及びまつ消)

第七條 都道府県知事は、行政書士の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

第五條第二号から第五号までに掲げる事由の一に該当するに至つたとき

二 前條第四項の規定により他の都道府県において行政書士となる資格を有する者が当該都道府県において登録を受けたとき

行政書士がその業を廃しようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出て、登録の取消を受けなければならない。

3 行政書士が死亡したときは、都道府県知事は、その登録をまつ消

しなければならない。

(事務所)

第八條 行政書士は、登録を受けた都道府県において事務所を設けなければならない。

2 前項の事務所は、一箇所とし、当該都道府県知事の認可を受けた場合に限り、出張所を設けることができる。

(報酬)

第九條 行政書士が受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

2 行政書士は、その業務に關し、前項に規定する額をこえて報酬を受けてはならない。

3 行政書士は、その事務所又は出張所の見易い場所に、報酬の額を掲示しなければならない。

(帳簿の備付及び保存)

第十條 行政書士は、その業務に關する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。行政書士が登録の取消を受けたときは、その帳簿及び関係書類につき、また同様とする。

(依頼に應ずる義務)

第十一條 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

(秘密を守る義務)

第十二條 行政書士は、正当な理由

がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしつた後、また同様とする。

(立入検査)

第十三條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に行政書士の事務所又は出張所に立ち入り、帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消等の処分)

第十四條 行政書士が、この法律若しくはこれに基く命令、規則その他都道府県知事の処分違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、左の各号の処分をすることができる。

一 一年以内の業務の停止

二 登録の取消

都道府県知事が前項の処分をしようとするときは、当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 前項の場合において、都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、そ

の期日の一週間前までに、当該行政書士に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

4 聴聞においては、当該行政書士又はその代理人は、釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

5 都道府県知事は、当該行政書士又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで、第一項の処分をすることができる。

(行政書士会)

第十五条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、行政書士会を設立することができる。

2 行政書士会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 行政書士会を設立したときは、その代表者から、会則を添えて、遅滞なく当該都道府県知事に届け出なければならない。

(行政書士会の会則)

第十六条 行政書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地
二 会の代表者その他役員に関する規定

三 会議に関する規定

四 行政書士の品位保持に関する規定

五 その他重要な会務に関する規定

(行政書士会の会員)

第十七条 行政書士会の区域内に事務所を有する行政書士は、その行政書士会の会員となることができる。

(行政書士会連合会)

第十八条 行政書士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定め、全国を単位とする行政書士会連合会を設立することができる。

(行政書士でない者の取組)

第十九条 行政書士でない者は、報酬を得る目的で行政書士の業務を行うことができない。但し、他の法律に別段の定めがある場合及び正当の業務に附随して行う場合は、この限りでない。

2 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(執行に関する命令)

第二十條 この法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な規定は、総理府令で定める。

(罰則)

第二十一条 第十九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項、第十条又は第十一條の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ又

は忌避した者

三 第十九條第二項の規定に違反した者

附 則

1 この法律は、昭和二十五年九月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に引き続き一年以上第一條に規定する業務を行つてゐる者（第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く。）で、同條に規定する業務を行つた年数を通算して三年以上になるものは、この法律の規定による行政書士とみなす。

3 前項の規定により行政書士とみなされた者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六條の規定による登録及び出張所を設けている者にあつては第八條第二項の規定による認可を受けなければならない。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、行政書士の資格を失う。

4 第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際現に第一條に規定する業務を行つてゐる者（第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く。）は、この法律施行後一年を限り、行政書士の名称を用いてその業務を行うことができる。この場合においては、その者に對して、第七條から第十四條まで、第二十二條並びに第二十三條第一号及び第二号の規定を準用する。

5 前項の規定により行政書士の業務を行うことができる者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六條の規定に準じて都道府県知事が定めるところにより、登録を受けなければならない。当該期間内に登録の申請をしない場合においては、当該期間経過後は、前項の規定にかかわらず、行政書士の業務を行うことができない。

6 都道府県知事は、この法律施行の日から六月以内に、最初の行政書士試験を行わなければならない。

7 この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つてゐる者又は同條に規定する業務を行つた年数を通算して一年以上になる者は、この法律施行後三年を限り、第三條の規定にかかわらず、行政書士試験を受けることができる。

8 この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つてゐる者のその業務に関する報酬の額については、第九條第一項の規定により都道府県知事が報酬の額を定めるまでは、従前の額をもつて第九條第一項の規定により定められた報酬の額とみなす。

9 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 行政書士に関する事項

昭和二十五年八月九日印刷

昭和二十五年八月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁